

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

吹田市議会会議録 5号

令和8年（2026年）3月2日（月）（第5日）

吹田市議会会議録 5 号

令和 8 年 2 月定例会

○ 議 事 日 程

令和 8 年 3 月 2 日 午前 10 時開議

- 議案第 1 号 吹田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 4 号 吹田市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 吹田市水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 吹田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 高浜橋耐震補強及び補修工事請負契約の一部変更について
- 議案第 17 号 地方独立行政法人市立吹田市民病院第 4 期中期計画の認可について
- 議案第 18 号 市道路線の認定について
- 議案第 19 号 令和 8 年度吹田市一般会計予算
- 議案第 20 号 令和 8 年度吹田市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 21 号 令和 8 年度吹田市部落有財産特別会計予算
- 議案第 22 号 令和 8 年度吹田市勤労者福祉共済特別会計予算
- 議案第 23 号 令和 8 年度吹田市介護保険特別会計予算
- 1 議案第 24 号 令和 8 年度吹田市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 25 号 令和 8 年度吹田市公共用地先行取得特別会計予算
- 議案第 26 号 令和 8 年度吹田市病院事業債管理特別会計予算
- 議案第 27 号 令和 8 年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算
- 議案第 28 号 令和 8 年度吹田市水道事業会計予算
- 議案第 29 号 令和 8 年度吹田市下水道事業会計予算
- 議案第 31 号 令和 7 年度吹田市一般会計補正予算（第 9 号）
- 議案第 32 号 令和 7 年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 33 号 令和 7 年度吹田市勤労者福祉共済特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 34 号 令和 7 年度吹田市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 35 号 令和 7 年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 36 号 令和 7 年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 37 号 令和 7 年度吹田市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 38 号 令和 7 年度吹田市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 2 一般質問
- 3 議案第 40 号 吹田市藤白台市民ホールの指定管理者の指定について
- 4 報告第 1 号 専決処分報告
 - 専決第 1 号 令和 7 年度吹田市一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 2 号 吹田市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 吹田市立子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

- 5 { 議案第6号 吹田市保健所事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第7号 吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第10号 吹田市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
議案第39号 吹田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○ 付 議 事 件

議事日程のとおり

○ 出 席 議 員 33 名

1番	益 田 洋 平	2番	梶 川 文 代
3番	五 十 川 有 香	4番	西 岡 友 和
5番	久 保 直 子	8番	後 藤 恭 平
9番	中 西 勇 太	10番	玉 井 美 樹 子
11番	山 根 建 人	12番	村 口 久 美 子
13番	後 藤 久 美 子	14番	川 田 尚
15番	江 口 礼 四 郎	17番	浜 川 剛
18番	井 上 真 佐 美	19番	野 田 泰 弘
20番	竹 村 博 之	21番	塩 見 み ゆ き
22番	柿 原 真 生	23番	清 水 亮 佑
24番	今 西 洋 治	25番	林 恭 広
26番	澤 田 直 己	27番	白 石 透
28番	有 澤 由 真	29番	矢 野 伸 一 郎
30番	小 北 一 美	31番	橋 本 潤
32番	乾 詮	33番	高 村 将 敏
34番	井 口 直 美	35番	泉 井 智 弘
36番	藤 木 栄 亮		

○ 欠 席 議 員 0 名

○ 出席説明員

市	長	後藤圭二	副	市	長	春藤尚久									
副	市	長	辰谷義明	危	機	管	理	監	岡田貴樹						
総	務	部	長	山下栄治	行	政	経	営	部	長	今峰みちの				
税	務	部	長	中村大介	市	民	部	長	大山達也						
都	市	魅	力	部	長	脇寺一郎	児	童	部	長	道場久明				
福	祉	部	長	梅森徳晃	健	康	医	療	部	長	岡松道哉				
保	健	所	長	松林恵介	環	境	部	長	道澤宏行						
都	市	計	画	部	長	清水康司	土	木	部	長	真壁賢治				
下	水	道	部	長	愛甲栄作	会	計	管	理	者	伊藤さおり				
消	防	長	山田武史	水	道	事	業	管	理	者	職務代理者				
理	事	(子	育	て	支	援	セ	ン	タ	ー	担	当)			
理	事	(地	域	整	備	担	当)	梶	崎	浩	明	教	育	長	大江慶博
学	校	教	育	部	長	井田一雄	教	育	監	植田聡					
地	域	教	育	部	長	二宮清之	選	挙	管	理	委	員	会	長	杉原博之
							事	務	局	長					

○ 出席事務局職

局	長	岡本太郎	参	事	守	田	祐	介
参	事	東貴一	主	幹	森	岡	伸	夫
主	幹	辻本征志	主	査	今	井	理	香
書	記	三枝暉秋	書	記	中	川	晃	希

○
(午前10時 開議)

○矢野伸一郎議長 ただいまから2月定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

ただいまの出席議員は32名でありまして、病気その他の理由による欠席届出者はありません。

本日の議事日程はお手元に配付いたしてありますので、それにより御承知願います。

なお、本定例会の臨時議事説明員として、本日、選挙管理委員会事務局長の出席を要請いたしましたので御了承願います。

これより議事に入ります。

○矢野伸一郎議長 日程1 議案第1号、議案第4号、議案第5号、議案第8号、議案第9号、議案第12号、議案第17号から議案第29号まで及び議案第31号から議案第38号まで並びに日程2 一般質問を一括議題といたします。

なお、36番 藤木議員から資料の配付の申出がありましたので、会議規則第147条に基づき許可いたしました。クラウド上などに掲載してありますので御報告いたします。

それでは、過日に引き続き質問を受けることにいたします。通告順位により順次発言を願います。3番 五十川議員。

(3番五十川議員登壇)

○3番 五十川有香議員 おはようございます。市民と歩む議員の会、五十川有香です。質問を始めます。

市長の施政方針等を受けて。

市長の施政方針では、総合計画には第一に掲げておられる人権や市民自治に関する項目はありませんでした。令和8年度はどのように人権や市民自治を推進されるのか、具体的にお示してください。

○矢野伸一郎議長 市民部長。

○大山達也市民部長 第4次総合計画基本計画に示しております人権と市民自治の分野における令和8年度の主な取組といたしましては、まず平和と人権を尊重するまちづくりについては、現在策定中の第6次すいた男女共同参画プランにおいて、計画の一部

を女性支援法に基づく女性支援基本計画として新たに位置づけた上で、困難な問題を抱える女性の支援に取り組んでまいります。その他、各種の啓発や相談などを効果的に進めることにより、引き続き様々な人権課題の解消に向けた取組を進めてまいります。

次に、市民自治によるまちづくりにつきましては、自治基本条例に関連する規定の改正について市民自治推進委員会から答申を受け、方針を定める予定でございます。このことに加えまして、引き続き同条例に掲げる市民自治の運営原則にのっとりた取組を進めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 3番 五十川議員。

(3番五十川議員登壇)

○3番 五十川有香議員 非常に重要なことだと思いました。

あらゆる世代の人々が互いに支え合って暮らす地域共生社会への転換に向け、市民や事業者と連携して具体的にお示してください。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 昨年4月より、地域共生社会のさらなる実現を目指して、関係部局等と連携しながら、重層的支援体制整備事業に取り組んでいるところでございます。

同事業の推進は、職員一人一人が社会構造の変化や福祉ニーズの多様化等について現状を認識した上で、地域共生社会の考えを深めていくことが重要であるため、引き続き分野を超えた研修の実施や対話の機会を重ねてまいります。

また、現在、令和9年度(2027年度)を始期とする第5次地域福祉計画の策定を進めており、多様化、複雑化する様々な課題へ対応していくためには、行政だけでなく、地域住民、事業者との連携が不可欠であると考えております。

当計画では、国で議論されている頼れる身寄りがいない高齢者等の支援、災害時の福祉的支援など、地域共生社会の理念も組み入れ、施策を進めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 職員が安心して働ける職場環境づくりは、多様な市民に寄り添う人権を尊重する市政につながると考えますが、市長の言うゼロハラの実組の現状をお聞かせください。

○村口久美子副議長 総務部長。

○山下栄治総務部長 ゼロハラ組織の実現に向けてと題した市長メッセージを受けて、本市ではこれまで以上にハラスメント防止の実組を進めており、今年度は、全職員を対象に毎年実施している職員間のハラスメントに関するアンケート調査において、調査希望の有無の確認を行いました。

その結果、調査希望が15件あり、今年度現時点における相談件数は従来のハラスメント相談6件を含めて21件となっております。それぞれ調査等を行うとともに、必要に応じて産業医面談を進めるなど、適切に対応しております。

また、例年実施している職員研修に加えて、特別職や部長級・次長級職員を対象とした研修を実施し、職員のさらなる意識向上に努めました。

今後とも、ゼロハラの実現に向けて取り組み、職員が安心して働ける職場環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 未来への必要な投資と健全な財政の維持のバランスを取るための予算配分の優先順位はどの部局が実態把握を行い、どう判断したのか。また、具体的な指標もお示しください。

○村口久美子副議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 限られた財源を必要な施策に適切に配分するため、妥当性、有効性、効率性、公平性、持続可能性の観点から事業内容の確認を行い、緊急性や優先性についても考慮して判断をいたしております。

令和8年度当初予算編成におきましても、既存事業に係る経常経費については、物価上昇等を見込んだ部局別上限額を示して、部局マネジメントによる精査を、またソフト事業における新規拡充の実組や

ハード事業については、実施計画を行政経営部と都市計画部で分担し、特別職と協議しながら査定を行っております。

予算編成では、歳入の動向を見極めつつ、金額面での精査を行い、収支均衡を図っております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 具体的な指標のお示しはありませんでした。

市民サービスの向上についても市長は掲げておられます。しかし、昨年12月から市民課窓口を民間委託したことで、ふだんは数十分程度で実施できるはずの住民異動届に3時間待ちとなったり、書類の不備が確認されて駅に向かう市民を追いかけたりと、てんやわんやな始まりとなりました。

市民サービスの低下を生じさせた現状は看過できません。このような混乱が生じた原因は何だとお考えでしょうか。

○村口久美子副議長 市民部長。

○大山達也市民部長 昨年12月から市民課窓口業務の一部委託を開始いたしましたが、待ち時間の改善に至っておらず、市民の皆さんに長時間お待ちいただいたことにつきましては、大変申し訳なく思っております。

委託開始当初は、受託事業者の業務の習得が十分でなかったことに加え、受付から交付までの各工程で職員による確認を行っていたことなどから、委託前より時間を要したものでございます。

現在は、受託事業者の習熟が徐々に進んでいることから、最長待ち時間については、1月が2時間22分、2月は1時間19分となっており、処理時間は順次改善に向かっております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 答弁からはまだまだお待ちをいただいている状況であるとのこと。当該事務は、丁寧かつ迅速な対応が不可欠です。繁忙期への対応が十分にできるか懸念が残りますが、

具体的にどのように対策を考えていますか。

○村口久美子副議長 市民部長。

○大山達也市民部長 繁忙期につきましては、現在、受託事業者が対応を考えているところであり、具体的には、窓口の増設やフロア案内スタッフの増員などが検討されています。

市としても、これらの対応に協力することで、待ち時間の短縮に取り組んでまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 お願いします。

次、行きます。吹田市立の各学校等、保育園、幼稚園、こども園含む、で使用、保管される公用車両、加入保険の有無、種類、過去5年の公用車両における事故等について具体的にお答えください。

○村口久美子副議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 まずは学校教育部から御答弁申し上げます。

各学校施設で使用、保管している公用車両は自転車のみとなりますが、その保管台数は学校全体で74台、平均すると1校当たり1.4台でございます。

保険につきましては、教育委員会において、全国市長会学校賠償責任保険に加入しており、教職員が業務中に公用自転車による事故で、第三者に損害を与えた場合に対応しております。

なお、過去5年の公用自転車による事故はございません。

以上でございます。

○村口久美子副議長 児童部長。

○道場久明児童部長 児童部からも答弁申し上げます。

公立の教育・保育施設における公用車両の使用・保管状況につきましては、一部の幼稚園型認定こども園及び幼稚園で公用自転車を計4台配備しており、全国市長会の学校賠償責任保険に加入しており、過去5年間の事故はございません。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 学校平均1.4台とのことで

すが、実際はばらつきがあり、ゼロ台のところも十数校あるとのことでした。

これらの職員等の出張時の車両等、これは全てになります、の使用状況について具体的にお答えください。

○村口久美子副議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 まずは学校教育部から御答弁申し上げます。

学校におきましては、出張の際は、原則として公共交通機関や公用自転車を使用しております。職場から出張先に寄り、そのまま帰宅する場合などは、通勤用の自転車を使用することもあると聞いておりますが、学校の管理になりますので、詳細は把握しておりません。

以上でございます。

○村口久美子副議長 児童部長。

○道場久明児童部長 児童部からも答弁申し上げます。

公立の教育・保育施設職員の出張に当たりましては、公共交通機関や公用自転車を使用しているほか、出張後、そのまま直接帰宅する場合などに、通勤時に使用している個人所有の自転車を使用している場合もあると認識しております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 前回の議会でも吹田市の公用車についての質問、私いたしました、学校や保育園の所管部からは答弁自体がありませんでした。今回においても、今の御答弁だと、勤務時間内の出張についての答弁は避けられています。情報をくださった市民の方々をはじめ、吹田市の姿勢を広くお伝えしておきます。

次、行きます。日本語指導が必要な児童、生徒の対応について、通訳者派遣からA I 翻訳機への活用へ移行する方針が示されました。

令和8年度の児童の状況から、派遣をすると何人分の人件費が必要となりますか。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 令和8年度（2026年度）の通訳派遣が必要な児童、生徒は86名となり、通訳者の派遣

を継続した場合にかかる人件費は1回2時間当たり3,000円で、年間総額460万5,000円が必要となる見込みでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 通訳派遣の方々の存在意義は、単なる語学を変換するだけじゃなく、生徒や先生とのコミュニケーションのつなぎ目となっており、廃止は一足飛びではないかと懸念します。

日本語指導が必要な児童、生徒へ支援を移行する際、多言語背景を持つ子供たちの人権や教育環境の質をどのように守りますか。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 AI翻訳機は、日本語指導が必要な児童、生徒が毎日の授業の中で、日常的かつ継続的に活用できる支援ツールであるとともに、児童・生徒同士がコミュニケーションを図るためのツールとしても効果があるものと認識しております。

また、対象の児童、生徒への人的支援といたしましては、対象児童・生徒に日本語を教えるとともに、配置校や巡回校で多文化共生の取組を推進する加配教員として大阪府から配置されている日本語指導担当教員が、本市では、来年度から対象者の増加に伴う当該教員の定数化により増員される見込みとなっており、当該教員がAI翻訳機を活用することで、一人一人への指導、支援をこれまでよりも手厚く行うことができるとともに、配置校や巡回校での多文化共生の取組をより一層充実できるものと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 部活動の民間委託の条件の、技能的スキルの向上はどの程度の保証を求めていますか。

また、教員の方が委託して引き受けることのできる仕組みづくりの諸課題は解決できたのでしょうか。具体的な検討状況をお示しください。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 本市では、部活動の枠組みを残した上で外部委託を実施しており、技能の向上だけではなく、達成感や充実感を持たせるなどを目的とした活動を行っております。

指導者を配置する際には、競技経験を条件とするとともに定期的に研修を行っており、どの部活動でも質の高い指導を受けられるよう努めております。

また、教員が外部委託を行った部活動の指導に携わることができるかにつきましては、兼職兼業を行うために教員の業務としないことが必要であり、現在、文部科学省の通知等を踏まえながら整理、検討をしているところでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 山田第五小学校の跡地活用について、今年度の利用実績と跡地利用に向けた地域や庁内での議論の経過をお示しください。

令和8年度当初予算にどのように反映されているかも併せてお答えください。

○村口久美子副議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 山田第五小学校跡における今年度の利用実績といたしましては、昨年12月時点で、近隣中学校の部活動での利用で延べ90回程度、目的外の利用として、学校体育施設開放事業での地域利用で延べ429回、青少年対策委員会の学校開放事業で21回となっております、ほぼ毎日使用している状況でございます。

山田第五小学校跡につきましては、現時点においては、具体的な活用案等をお示しできる段階には至っておりませんが、庁内関係部局とは、適宜、情報共有を図っているところでございます。

地域につきましては、まず関係諸団体との窓口となっている各担当所管と情報共有をいたしております。また、地区自治連合協議会からの求めに応じ、施設の現状について情報提供を行うとともに、地域で開催された意見交換会の内容を共有いただくなど、適宜、意思疎通を図っております。

これらのことから、令和8年度予算におきまして、新たな活用方法に関連する予算計上には至っており

ず、施設管理に係る費用の計上のみとなっております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 地域の方々は自主的に跡地意見交換会を実施されており、民主的な議論が展開されています。跡地の活用にあたっては、庁内の検討をしてから地域と話し合うのではなく、各部連携して、積極的に地域の声を聞く姿勢は欠かせないと考えますが、具体的にどう進めていくお考えなのでしょうか。

○村口久美子副議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 先ほども御答弁させていただきまして、地域で御議論いただいている内容につきましては、適宜、情報共有をいただいているところでございます。

今後、引き続き庁内関係部局と連携し、地域をはじめ市民の有効な意見聴取の手法も含めて、教育課題の解消に資する活用を軸に据えつつ、検討を進めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 次、行きます。環境先進都市のまちづくり等について。

吹田市は、温室効果ガスを2050年までに実質ゼロとすることを大きな目標に掲げて、再生可能エネルギーの活用等における施策を実施されています。

令和8年度の当該年度の事業実施にあたっての実質的な評価、課題をお答えください。

○村口久美子副議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 まず、評価につきましては、本市の温室効果ガスの削減に関し、本年度の環境審議会におきまして、環境基本計画の目標年度である令和10年度（2028年度）の目標達成に向け、おおむね順調に進んでいるとの評価を受けております。

次に、課題につきましては、エネルギー消費量の割合が大きい家庭・業務部門のさらなる取組が重要と認識しており、再生可能エネルギーの活用やライ

フスタイルの転換などを促す取組が必要でございます。

来年度の具体的な事業といたしましては、大阪府やNATS等の近隣市と連携し、市場価格よりも安価に太陽光パネルの購入が可能となる共同購入事業や、公共施設への太陽光発電設備の導入、再生可能エネルギー比率100%の電力調達などの取組を実施する予定でございます。

地球温暖化対策は広域での取組も重要なことから、引き続き大阪府やNATS等との連携を深め、効果的な事業を推進してまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 先日、気候危機に対する取組の勉強会があり、宝塚市にあるすみれ発電所の方のお話をお伺いいたしました。こちらは農園の上に太陽光パネルを設置した屋根を配置されています。この猛暑の中、夏は休憩地になるなど、農作業をされている方々の熱中症対策の効果も実感されています。

吹田市の市民農園等においても同様に、そのような設置を促す仕組みづくり等を求めますが、いかがでしょうか。

○村口久美子副議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 本市では、全域が市街化されており、農地の割合は少ないことから、現時点では農園等に特化した取組を実施しておりません。

一方、先ほど御答弁申し上げました太陽光パネルの共同購入事業では、農園等でも設置が可能となっていることから、今後、関係部局に情報提供をし、設置の可能性を確認してまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 よろしくお願ひします。

緑化推進事業における第3次みどりの基本計画の策定について、2年延期となった理由をお答えください。

○村口久美子副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 吹田市第2次みどりの基本計画改訂版におきましては、令和7年度（2025年度）までを計画期間とし、市域内における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めているところです。

現計画の見直しに向けた検討を始めた時期に合わせるように、令和6年度に国土交通省による都市緑地法の改正が行われ、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針、いわゆる緑の基本方針が策定されております。これを踏まえ、令和7年度中に、大阪府が緑の大阪推進計画を改定される予定とお聞きいたしました。

これら、国や大阪府の方針等を踏襲することから、第3次みどりの基本計画は、令和9年度の策定を目指し、現計画の計画期間を2年間延長することといたしました。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 当該計画の検討委員会はほとんど学識の先生であるとのことでした。失われつつある都市の緑を守り、生物多様性を保全するための専門的な見地からの御意見や目標設定等も非常に大切ですが、保全活動されている方々や子供たちなどの市民の声を聞く仕組みについてどのように実施されますか。

○村口久美子副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 今回の改定に当たっては、広く市民に計画を知っていただくための啓発も含めた意見聴取ができればと考えております。過去の計画策定でも行った保全活動をされている市民団体へのヒアリングに加え、例えばふだんニーズを聞くことが難しい子育て層や子供たちなどへのアプローチやオンラインを活用するなど、時代に合った新しい手法について検討会議での議論も踏まえ、模索していきたいと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 紫金山公園指定管理者制度

の導入に係る予算が令和8年度当初予算に計上されています。目指す姿策定案に係る市民とのワークショップや関係団体との協議、今年度の社会実験は、今回の導入検討にどのように関係をしたのでしょうか。

○村口久美子副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 ワークショップは、本公園の目指すべき姿の策定を目的として実施したもので、そこに掲げた目標像を実現するため、一般的な公園の維持管理や広報、利用促進などの運営管理業務に加え、本公園の特性を生かした業務として、多様な主体と協働した順応的な管理を進めることのできる指定管理者の導入を考えております。

また、里山環境の保全に取り組んでいただいているボランティア団体の代表の方への聞き取りや、植物の専門家を迎えた植物観察などの社会実験を踏まえ、植物管理に関する専門員や市民協働担当者の配置を記載するなど、今後、作成する募集要項に生かしていく予定です。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 当該公園は言うまでもなく、日頃から市民団体の方々が、コバノミツバツツジの復活など、自然と共生しながら当該用地の整備等を約30年以上実施をされてこられました。市民との連携、協働はこれからも欠かせません。

環境省では、ネイチャーポジティブの実現に向けた取組の一つとして、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を、自然共生サイトとして認定する取組を令和5年から開始しており、それに市民団体が申請され、紫金山公園や吉志部神社も2025年9月に認定をされています。

吹田市の里山の価値として、このような背景を考慮する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○村口久美子副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 紫金山公園の里山環境は、多くの人々の関わりにより維持されているものと考えており、古くから公園の象徴となっているコバノミツバツツジや里山環境の保全などに御尽力いただいて

いる市民団体の方々には深く感謝申し上げます。

皆様のこれまでの活動実績なども踏まえ、指定管理者制度導入に際しては、里山環境のモニタリング調査、管理計画の作成及び市民活動との連携などの取組を盛り込み、自然共生サイトとして継続できる環境を整えていきたいと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

(3番五十川議員登壇)

○3番 五十川有香議員 お願いします。

次、行きます。2月初めに、吹田市介護老人保健施設及び一般社団法人吹田市介護老人保健施設事業団の在り方に関する方針（素案）が示されました。

当該施設は、吹田市の指定管理期間が3年残っているにもかかわらず、この1年間で民間譲渡できなければ廃止という非常にタイトなスケジュールまで方針素案の中に掲載をされています。指定管理も含めて市議会で可決しており、行政が在り方のスケジュールを勝手に示していることに非常に違和感を覚えます。私たち議員もパブコメをすること自体、市報すいたで知ったという状況です。

スケジュール案については訂正が必要ではないでしょうか。

○村口久美子副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 吹田市介護老人保健施設及び一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団の今後のあり方に関する方針（素案）につきましては、あくまで本市としての方向性をお示したものでございます。

指定期間の短縮は、市議会の議決が必要であることは認識をしており、当該方針（素案）においてお示しているスケジュールでも、令和8年（2026年）5月定例会での提案を予定している旨を記載しております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

(3番五十川議員登壇)

○3番 五十川有香議員 当方針（素案）はどのように決めたのでしょうか。施設の利用者や現場の職員の方々の御理解なしに在り方を拙速に決めていくこ

とは、適切なサービスの提供にも影響を及ぼす懸念が考えられます。これまでの具体的な検討状況について、特に現場の声をどのように聞いたのか。

また、この内容は地域との関わり等について触れられておられませんでした。地域との関係性のヒアリング状況も併せてお答えください。

○村口久美子副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 当該方針（素案）の作成に当たりまして、まずは他市事例や事業譲渡に係る民間事業者への意向調査といった情報収集に着手し、当該施設の指定管理者である一般財団法人介護老人保健施設事業団に対しては、昨年11月下旬及び本年1月上旬に情報共有を行いました。

その後、主に福祉部内での検討を経て、本年1月15日の企画会議において本市としての方向性が確認され、その方向性を基に当該方針素案を作成したものでございます。

当該方針素案への御意見につきましては、現在実施中のパブリックコメントで募集しており、市報やホームページにお知らせを掲載するとともに、利用者及び御家族には通知文を送付して周知を図っております。

また、事業団職員に向けては、本年2月上旬及び中旬に質疑応答を含めた説明会を2度開催いたしました。

今後も、引き続き丁寧な対応に努めてまいります。以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

(3番五十川議員登壇)

○3番 五十川有香議員 説明だけでなく、現場の声を真摯に聞いてください。

次、行きます。前回の定例会で申し上げた点について質問いたします。

令和元年度から本日まで、土木部各室課別で公共施設の事故について、過失割合、金額、保険の補填等具体的にお答えください。

○村口久美子副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 土木部が使用する公用車両における令和元年度（2019年度）から令和8年2月25日までの事故状況について御答弁申し上げます。

まず、自動車でございますが、総務交通室で、自損事故は合計3件、相手方損害はいずれもなく、市側被害金額はそれぞれ6万456円、4万6,200円、14万9,380円の合計23万6,036円でございます。

加害事故は1件、過失割合は市1割、相手9割、相手方損害は37万5,100円、市側被害金額は27万円であり、総務交通室の被害事故はございません。

道路室については、自損事故は合計3件、相手方損害はいずれもなく、市側被害金額はそれぞれ5万3,350円、8万9,518円、24万5,300円の合計38万8,168円でございます。

加害事故は合計3件、過失割合はそれぞれ市10割、市9割相手方1割、市10割で、相手方損害はそれぞれ16万8,157円、119万1,660円、11万円の合計146万9,817円、市側被害金額はそれぞれ5万500円、4万5,100円の合計9万5,150円でございます。

被害事故は合計2件、過失割合はいずれも相手10割、市側被害金額はそれぞれ4万5,650円、25万6,300円の合計30万1,950円でございます。

公園みどり室は、自損事故は合計8件、相手方損害は相手方ポール損傷が1件、市側被害金額はそれぞれ26万8,400円、6万1,050円、4万7,300円、24万9,700円、7万5,020円、3万5,420円、7万1,500円、8万3,600円の合計89万1,990円であり、加害事故及び被害事故はございません。

地域整備推進室は、自損事故は合計3件、相手方損害はいずれもなく、市側被害金額はそれぞれ13万8,600円、21万7,085円、9万3,500円の合計44万9,185円でございます。

加害事故は1件、過失割合は市2割、相手8割、相手方損害は26万7,916円、市側被害金額は14万円であり、地域整備推進室の被害事故はございません。

また、自損事故及び加害事故の全ての事故において保険補填をされております。

最後に、原動機付自転車及び自転車の事故はございません。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

(3番五十川議員登壇)

○3番 五十川有香議員 御答弁によると、事故24件

のうち約71%が自損事故で、加害事故を合わせると全体の92%とのことでした。原因は何と考えておられるのか、どのように是正したのかについてもお答えください。

○村口久美子副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 自損事故が多いことにつきましては、大半が職員の注意不足によるものでございます。加害事故、被害事故に比べて大変多い数字となっておりますのは、職員の意識によるものと考えられます。

加害事故、被害事故につきましては、過失割合が相手側10割である場合のみ被害事故としているため、被害事故の件数が少なくなっていると考えております。

是正といたしまして、事故の際には毎回担当上司から注意喚起をしているのは当然でございますが、加えて室内会議や土木部内管理職の会議において、事故発生原因の周知、運行時の注意事項の確認等を徹底しております。

過去5年間の件数としての数字としては大変残念であり、申し訳なく存じます。

今後は、土木部全体で、現時点で自損事故1件のみと減少していることから、引き続き職員の意識向上を徹底していかねばならないと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

(3番五十川議員登壇)

○3番 五十川有香議員 御答弁の相手方の過失割合が多い場合を被害事故と計上したとしても、加害事故が2件減るのみで、自損事故は全体の71%に変わりなく、自損事故プラス加害事故の割合は全体の83%です。また、事故の原因に不注意、注意不足と言われております、それは道路交通法第70条違反に該当いたします。

次、行きます。当初予算に計上されている自転車ヘルメット着用促進事業について、提案に至るまでの検証及びエビデンス、効果の試算について、全て具体的に根拠法令とともにお答えください。

○村口久美子副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 提案に至るまでの検証及び経緯につきましては、令和5年度（2023年度）より、自転車用ヘルメット購入補助事業を実施してまいりましたが、申込み状況はそれぞれの募集時期でばらつきが見られるものの、当初の勢いは見られず、減少傾向にあり、直接補助から啓発へと事業の進め方を見直したものでございます。

数値的な検証根拠といたしまして、令和5年度の補正による募集では、短時間で申込み締切りとなっていたものが、抽せん方式に変更したとはいえ、令和6年度の2回目募集は977件、今年度の2回目募集は756件と定数の1,000件を下回っており、減少傾向を確認しております。

なお、今年度は定数を下回った場合の追加募集として、3回目を当初から計画しており、定数を上回る申込みを頂いております。

提案に至るまでのエビデンス、根拠につきましては、一つは、令和5年（2023年）4月1日の道路交通法改正によるヘルメット着用の努力義務化に加え、令和8年4月1日より施行される道路交通法の改正により、自転車利用者への違反の罰則化が厳しくなることから、講習会の強化が必要と考え、ヘルメットの重要性も意識した講習会を検討したものでございます。

もう一つは、令和5年度から自転車ヘルメットの購入補助を行ってまいりましたが、先ほどの御答弁のとおり、申込み状況が減少傾向にあったことから、直接補助から啓発へ、事業の進め方を見直したものでございます。

当該事業による効果の試算としましては、数値的なものはございませんが、まずは講習会による意識の向上が挙げられます。それに加え、年齢層に応じた講習会に御参加いただいた市民自身に啓発の協力をいただくことで、参加者本人のみならず、その関係者への啓発やSNS発信などにより、着用率の向上と着用意識の向上の効果を期待しているものでございます。

当該事業では、ヘルメット自転車モニターの募集を行いまして、その方々にヘルメットの着用の啓発を協力していただきまして、啓発ステッカーやアン

ケートなどの活用で、啓発を促そうというものでございます。

法令的な背景といたしましては、土木部といたしましては、道路交通法を考えておりまして、令和5年4月1日の道路交通法改正によるヘルメット着用の努力義務化に加えまして、新たに令和8年4月1日から施行される道路交通法の改正により、自転車利用者への罰則化が厳しくなることが法令と考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 根拠法令は全て道交法とのことでしたが、通常は地方自治法及び同法の施行規則等になります。

次に、応募の数は単なる募集結果であり、エビデンスではありません。そして、数値的な効果の試算はしていないとのこと。しかし、試算は結果を予測するための数値的な計算のことを言います。この点、地方自治法第2条第14号の規定からも、エビデンスも試算もなく、自治体が事業をするということは許されないことではないでしょうか。

さらに未成年によるSNSの使用については世界的に大きな問題となっており、規制の流れとなっているところ、吹田市の事業では中学生や高校生にSNSでの拡散を推奨するものとなっており、この計画自体に大きな疑問を感じます。

次、行きます。これまでに実施をされたヘルメット助成金の事業において、問題点及び行った効果検証とその結果を、各回別にその記録に基づいておのおのお答えください。

○村口久美子副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 これまでに実施した自転車ヘルメット購入補助事業においての問題点は、本来の目的である着用率調査に至るデータの収集ができなかったこと、また当選者へのアンケート調査等ができなかったことが問題点であります。

また、申請においては、必要書類の画像印刷、画像添付をすることが困難とのお声も頂きました。

その他の問題点として、当選されても必要書類を

提出されず、未完了者が令和5年度で166人、令和7年度では1回目47人、2回目54人、3回目は未確定で、現時点では101人おられたこと。申請はされたものの、書類不備により補助の対象から外れた方が令和5年度26件、申込みは多くあったものの全額の前算執行には至らなかったことは、問題と考えております。

効果の検証につきましては、本市独自の調査では、効果検証に至るデータの収集ができませんでしたが、大阪府警が実施した吹田市の着用率は、令和6年度7.9%、令和7年度8.9%と府下平均を上回る数字で、吹田警察署からも評価を受けておりますため、一定の効果はあったものと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 御答弁について伺います。

まず、吹田市が行った独自の調査の詳細をお答えください。さらに、大阪府の各調査の日時、実施場所、方法等を具体的にお示しください。効果があったと判断された根拠、その方法について正確にお答えください。

○村口久美子副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 本市による調査といたしまして、自転車駐車場の管理人による通勤時間帯に、JR吹田駅で3か所、大阪メトロ江坂駅で2か所でそれぞれ三日間ずつ、自転車駐車場利用者を対象に現地調査にトライいたしました。残念ながら、統計的なデータとなる数字は取れませんでした。

大阪府警本部が実施いたしました自転車ヘルメット着用調査につきましては、大阪府警から頂いた情報によりますと、令和6年（2024年）1月から3月、令和7年4月に、駅周辺で、通勤時間帯に府内69か所、各200台以上、合計で約3万台の着用率調査を、調査員が現地にて通行調査を行っているということでございます。

ヘルメットの購入補助事業の効果につきましては、私どもといたしましては、大阪府警から頂いた自転車ヘルメットの着用率データから、大阪府平均が令和6年5.5%、令和7年7.2%に対し、吹田市は令和

6年7.9%、令和7年8.9%と、府下平均を上回る数字となっており、数値も上昇していることから、一定の効果はあったものと考えているところでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 吹田市による調査から、統計的なデータとなる数字は複数日やったけど取れませんでしたとのことでしたが、土木部に確認しましたところ、実際はデータが取れたけども、まあ、着用率はお答えにならなかったということではないでしょうか。恐らく相当低い数字であったと思われる。

そして、御答弁された大阪府警本部が実施された調査の時期等も、警察庁のホームページで公表されている時期と異なっております。さらに吹田市のヘルメット着用率は大阪府平均より高いとのことでしたが、大阪府着用率の上昇率は1.7%であり、吹田市の2倍近くになっています。

また、問題点についてはアンケート調査ができなかったと御答弁されていますが、正確にはアンケート調査もしなかったということではないでしょうか。

そして、なぜ、ヘルメット事業の問題点に個人情報多数流出された事案を答弁されないのかも理解ができません。委員会で御答弁されたことは実施をしてください。

次、行きます。総合計画の策定等について。

令和8年度から着手される第5次総合計画の策定において、自治基本条例に基づく市民意見聴取の機会について、これまでの計画の経過と、今回はどのように多様な市民層へ広げていくのかお示しください。特に子供の声を聞く仕組みはありますか。具体的にお答えください。

○村口久美子副議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 市民意見反映のための取組といたしましては、公募市民や市内団体の方の審議会への御参画、無作為抽出による意識等調査、パブリックコメントのほか、第4次総合計画策定時には、中学生対象のワークショップや高校生へのアン

ケート、同計画改定時には、SNSを通じた意見募集や大学、商業施設でのアンケートなど、幅広い世代の御意見をお聞きするための工夫をしております。

第5次計画策定におきましても、子供、若者の意見表明に関する仕組みの検討状況や、コンサルティング事業者の提案なども参考にしながら、子供、若者を含む幅広い世代の御意見をお聞きできるよう、効果的な手法を検討しております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 総合計画は、吹田市自治基本条例第25条にて全ての上位計画として位置づけられ、議会の議決も必要な重たいものです。議論の過程や途中経過を議会や市民へ十分な情報提供が必要不可欠ですが、具体的にお示しください。

○村口久美子副議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 まず、策定経過における政策会議、審議会、庁内の策定委員会の開催状況につきまして、市公式ウェブサイトでも公表し、周知を図っております。

また、議員の皆様への情報提供といたしましては、議案提案に至るまでの策定プロセスにおいて節目となるタイミングで、各時点における状況を丁寧に御報告させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 十分に議論できるような体制で、よろしく願いいたします。

次、行きます。吹田市内の駅前整備、再開発等について。

2月12日に開かれました大阪府の戦略本部会議にて、万博記念公園駅前についての議論がなされました。吹田市議会からの意見書等についての議論はありましたか。その内容について、吹田市が把握していることをお答えください。

○村口久美子副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 本年2月12日の大阪府戦略

本部会議では、交通環境整備と1のb敷地の活用方法が議論され、吹田市議会からの意見書についての議論はありませんでした。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 御答弁にありましたように、アリーナに近接する1のb敷地の件ですが、市議会の議決も意見書も説明会等での地域の声もほぼ無視の回答となっており、唖然といたしました。

議決後、吹田市は大阪府に具体的にどのような働きかけを行ったのでしょうか。吹田市として、この本部会議で示された当該敷地を、開業後1年以内に検討するという点について、どのように認識をされていますか。

○村口久美子副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 令和7年（2025年）9月定例会での議決を受け、同年10月28日に大阪府及び事業者との協議の場を設け、それぞれから地域住民の意見に寄り添い、本事業の一体的な計画を早期に示した上で、環境影響評価の取組を取る点について、本事業の実施に当たっては、事業者や大阪府が地域住民への説明責任を十分果たすことについての見解が示されました。

今回の大阪府戦略本部会議で示された1のb敷地の活用方法は、事業者の申出内容を踏まえ、代替案の具体化に向けた大阪府の考えが、改めて示されたものと認識しております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 このような開発を一体開発として認めてしまうと、他地域においても、開発申請に未定の土地をつくって取り急ぎ開発を進めるといふ、本来の事業開発の趣旨を損ねる対応を可能としていることになるのではないかと懸念いたします。

戦略会議での議論等について、山一地区、北山田地区の地域の方々と情報共有し、地域の声を大切に、吹田市として事業一体化として提案するよう、さらなる働きかけが必要かと考えますが、いかがで

しょうか。

○村口久美子副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 1のb敷地の取扱いについては、大阪府及び事業者と協議を行ってまいりました。その後、令和7年1月15日に1のb敷地を除いた区域で、事業者から大規模開発事業構想届出書などが提出されたところです。

開発区域の設定に当たっては、建築物の建築を目的とした土地の区画、形質の変更が生じる範囲や、道路で区切られた区域を一つの事業区域とするよう指導していることから、予定建築物の計画がない1のb敷地を除外して開発の手続を進めること自体は、吹田市開発事業の手続等に関する条例の趣旨を損なうものとはなっておりません。

引き続き、各条例に基づく手続により適正に審査するとともに、地域住民に丁寧な説明を行うよう、大阪府及び事業者に求めてまいります。

なお、大阪府からは今回の戦略本部会議などの内容を、山一地区連合自治会と北山田地区自治団体連合会の役員に報告するための日程を調整しているとお伺いしております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 地域のしっかりと声を聞くように、さらなる働きかけを求めておきます。

当初予算に、北千里駅前の駅前地区市街地再開発事業における補助金が計上されています。駅前周辺の地権者等への説明や意見聴取はどのように実施したのか、地域住民への情報提供はどのように実施するのでしょうか。

○村口久美子副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 北千里駅前の再整備につきましては、地権者で組織する北千里駅前地区市街地再開発事業準備組合で事業の検討が行われており、その中で様々な説明や意見聴取が行われています。

また、事業区域内の各テナントへの説明は、オーナーでもある各地権者が個別に対応することになりますが、都市再開発法の事業計画の認可手続においても、テナントを含めた関係権利者に対し、事業計

画を確認し、意見書を提出する機会が用意されています。

地域住民の皆様に対しましては、引き続きまちづくり意見交換会を開催するなど、情報提供や意見交換の機会を設けたいと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 駅前の開発は非常に地域づくりにとても大切なものになりますので、今後も地域住民の声をしっかりと聞いていくように、よろしくお願いいたします。

次、行きます。JR吹田駅南側駅前広場の空間創出について、なぜこのような提案に至っているのか、これまでの利用者、周辺住民等との協議状況をお答えください。

○村口久美子副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 本取組は、居心地がよく歩きたくなるまちづくりを目指して、滞在空間を創出し、人の流れの変化について検証等を行うことを目的としています。

社会実験の検討に当たっては、令和6年度（2024年度）から当該広場に関わる方々と意見交換を行ってきたところであり、おおむね御理解をいただいているものと認識しています。

今後、実施に当たっての具体的な内容につきましては、地域の方々の御意見を伺い、詳細を決定していきたいと考えています。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 委員会での議論に委ねまして、次、行きます。

行政資源の効果的活用について。

公共施設個別施設計画の中間見直しやパブリックコメントが終わり、この3月に策定予定とのことです。

現在、市が保有する公有地や公共施設のうち、当初の利用目的を終え、今後の利活用や処分等を検討している未利用等の件数を明らかにしてください。

また、現在、どの程度の検討段階にあるかも併せてお答えください。

○村口久美子副議長 公共施設整備担当理事。

○伊藤 登理事（公共施設整備担当） 本市が管理している未利用地及び未利用建物のうち、50㎡以上の件数につきましては、令和8年（2026年）2月時点で31件ございます。

今後、利活用や処分を検討している主なものを挙げますと、旧中消防庁舎、竹見台多目的施設及び旧南竹見台小学校屋内運動場（体育館）、旧高城児童会館がございします。

それぞれの検討内容につきましては、旧中消防庁舎は総合防災センター整備の原資とするため、建物を解体し、売却を基本としておりますが、一部の土地について、関係部局において地域との対応を検討しているところでございます。

次に、竹見台多目的施設及び旧南竹見台小学校屋内運動場（体育館）につきましては、本定例会におきまして、設計業務の予算を提案し、御議決を頂きましたら、今後、解体撤去に向け進めていく予定であり、本敷地は広大かつ平坦な土地であることから、将来的な学校施設の建て替えや他の施設との複合化など、中・長期的な視点を含め利活用を図るものと考えております。

また、旧高城児童会館につきましては、本定例会におきまして、解体工事の予算を提案し、御議決を頂きましたら、今後、解体撤去を行う予定であり、行政財産として活用する一部の土地を除き、土地の売却を予定しています。

なお、これらにつきましては、公共施設最適化推進委員会にて方向性を確認した上で進めているものでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 公有財産は市民共有の財産であり、その利活用においても最も優先されるべきは、周辺住民及び市民との対話であると考えます。行政が公権力を背景に、庁内でほとんど決めて、その決定事項を事後報告するような進め方は、市民自

治の観点から容認できません。目先の売却益や維持管理コストの削減にとらわれて拙速に処分するのではなく、地域の拠点としての活用や、将来世代への継承など、中・長期的な視点から、検討する初期段階より住民参画の上、十分な検討を重ねる必要があると考えますが、それらはどのように実行されているのでしょうか。

○村口久美子副議長 公共施設整備担当理事。

○伊藤 登理事（公共施設整備担当） 本市では、公共施設最適化に基づき、平成25年（2013年）3月に公有地利活用の考え方を作成し、公有地に関する基本的な考え方を示しております。

その中で、従来の役割を終えた公有地に関しましては、他の行政財産としての活用や、公共・公益性の高い用途としての貸付け等を検討し、それらの活用がない場合には、売却も視野に最適な資産活用を進めることを基本としています。

未利用地等の公有地を利活用する際には、全庁的に中・長期的な視野を持って連携を図りながら、各所管にてそれぞれの土地における地域からの御要望を踏まえ、取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 具体的の一つお伺いいたします。

中消防庁舎跡地については、これまでも地域から活用の声が出ており、一部は活用の方向で検討されていると伺っています。今年の10月には除去の工事が完了予定とのこと。工事時期において地域と話し合いの結果、御配慮いただきました佐井寺中学校門横にある桜の木は、約40年近く咲いてきましたが、今年の春を最後に建物の解体とともに除去されます。新入生や地域住民にとって、この春に咲く最後の一花は、単なる景観以上の意味を持つ大きな節目となります。

また、解体工事を目の当たりにされている近隣住民の方々からは、かつてこの地で夜遅くまで訓練に励んでいたレスキュー隊への敬意や、壁を登れず涙していた隊員の姿など、消防署がこのまちの一部で

あったことを示すエピソードも寄せられています。

公有地の利活用を検討する際、その場所が地域に根差し、育んできた文化、価値、そして市民の記憶といった目に見えない資産をどう継承していくかも重要ではないでしょうか。中消防庁舎跡地の検討に当たっては、こうした土地の存在意義を深く酌み取ったものとすべきだと考えます。

土地活用については、地域等に寄り添った形で十分検討されることを求めますが、いかがでしょうか。

○村口久美子副議長 消防長。

○山田武史消防長 中消防庁舎につきましては、約40年もの間、訓練時の掛け声や出動時におけるサイレン等で御迷惑をおかけしながらも、周辺地域の皆様に温かく見守っていただき、多くの隊員の救助技術の研さんに重要な役割を果たしてきた場所でございますが、本年10月30日の工期末に向けて、解体撤去工事を進めているところでございます。

その後の跡地利用につきましては、地域の皆様の御要望を踏まえ、関係部局と協議を重ねてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

(3番五十川議員登壇)

○3番 五十川有香議員 よろしくお願ひいたします。十分に、目に見えない資産ということ、活用をほかの地域においてもお願ひをいたしまして、私の質問は終わります。

○村口久美子副議長 27番 白石議員。

(27番白石議員登壇)

○27番 白石 透議員 自民党吹田・無所属の会、白石です。よろしくお願ひします。

まず、水道条例について伺います。

今回の議案にあります改正について、非常災害時に、指定給水装置工事事業者の範囲を一時的に拡大するとのことですが、どのような地域からの応援を想定しているのでしょうか。

○村口久美子副議長 水道事業管理者職務代理者。

○原田有紀水道事業管理者職務代理者水道部長 本改正におきましては、大きな災害が発生した際、市内で多くの住宅等の給水装置が破損し、本市の指定給

水装置工事事業者が大幅に不足する場合に、一時的に他の水道事業体が指定した給水装置工事事業者が施行できるようにするものでございます。

そのため、地域を限定するものではなく、被害の規模や状況に応じて、国や関係団体による広域的な調整が行われるものと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 27番 白石議員。

(27番白石議員登壇)

○27番 白石 透議員 今の件です。まさに今日の午前中、朝のですね、ニュースで報道でありましたけれども、総務省が出したやつで、例えば首都直下型地震のときには、1都3県、東京と周りですね、に対して全国36道府県と13の政令指定都市が職員を派遣すると、こういうようなニュースが報道がありました。また、運用はね、来月からって言うんですけども、それでまた行政もですね、国の要請がなくても自分でいけると、こういうような報道がなされてますんで、これまた後ほど委員会のほうで伺いますんで、よろしくお願ひします。

次、行きます。吹田市公園及び道路樹木等管理包括的民間委託業務について伺います。

これ、すごくいいと思います。取りあえず、千里南公園エリアからとのことですが、市民の方からは間違いなく喜ばれるんじゃないかと思います。

私も実際の経験から、住民の方からよくですね、要望が来るんですけども、今回の議案参考資料に、吹田市における公園、道路等の維持管理経験、知識を有する民間事業者と連携を図りとあります。公園、道路の区別はまだすっきりするんですけども。

以前に地域のですね、学校が絡むとちょっと分かりにくくなりまして、同じ面がああ斜面がですね、フェンスで区切られていて、学校敷地と公園敷地になっていました。このようなケースでは、行政では土木部か学校教育部に関連していきまうんですけども、このようなケースにも対応できるようにすべきだと考えます。

問題点は、いろいろ予算のことだと思うんですけども、こういったことも含めて包括的に検討していくのか、副市長にお聞きします。

また、公園、道路等とありますけど、奈良市においてはですね、軽微な道路補修なんかもこのような仕組みを取り込んでいるんだと思います。それも含めてお答えください。

○村口久美子副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 まずは担当から御答弁申し上げます。

今回、試行として実施しようとする包括的民間委託は、公園の樹木等管理業務、清掃業務及び道路の樹木等管理、そしてエリア内の現場一時対応や巡回作業などを想定しております。

学校敷地も含めた包括とすべきとの御提案でございますが、まずはモデル事業として公園と道路に関する樹木管理業務のエリア包括を行い、その後の検証、検討を行いたいと考えております。

民間事業者との意見交換会では、施設管理業務までの包括は対応が困難との意見を頂いており、また道路補修については、道路管理者としての判断などについて整理が必要であるなど、施設を含めるには課題が多い状況であることから、樹木のみを含むものでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 辰谷副市長。

○辰谷義明副市長 担当からの答弁にありましたように、舗装や構造物などの施設も含めた包括は課題も多く、引き続き研究が必要と考えております。

学校施設につきましては、既に全校で包括管理を実施し、一定の成果を上げており、現時点で、公園や道路との包括することは想定しておりませんが、今後も行政の縦割りにはとらわれず、市民目線を意識しながら効率的な維持管理を目指してまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 27番 白石議員。

(27番白石議員登壇)

○27番 白石 透議員 続きまして、千里北公園について伺います。

今回の公園等管理事業における紫金山公園指定管理者制度導入に係る予算が計上されていますけども、以前の議会で、千里北公園についても質問でドッグランの要望とかですね、伝えて実証実験などもして

いたと思うんですけど、その後の進捗状況をお伝えください。

○村口久美子副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 現在、公園内の公共施設と一体での魅力向上に向けた検討策として、トライアル・サウンディングの募集を行っているところでございます。

トライアル・サウンディングは、民間事業者や市民に試験的に公園を利用していただき、公園の持つポテンシャル、民間事業者の関心、利用者や周辺住民への影響を確認するものです。

応募者には、公園の使用料を無料とする代わりに利用者アンケート調査を実施していただき、今後の事業推進に役立ててまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 27番 白石議員。

(27番白石議員登壇)

○27番 白石 透議員 よろしく申し上げます。

次です。北千里駅前地区市街地再開発事業についてお聞きします。

都市計画決定以降に交付金補助が予定されていますけれども、今後のスケジュール、また課題などありましたら教えてください。

○村口久美子副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 北千里駅前地区市街地再開発事業は、令和7年度（2025年度）末の都市計画決定に向けて、協議、調整を進めておりましたが、都市計画法が定める手続の前に、吹田市都市計画審議会及び北千里駅前まちづくり意見交換会を開催し、より丁寧な説明や意見聴取を行うこととしたことから、都市計画決定の予定時期を令和8年11月頃に変更しております。

都市計画決定以降のスケジュールにつきましては、北千里駅前地区市街地再開発準備組合において、現在検討中です。

現時点の懸念事項としましては、工事費高騰による事業への影響と補助金などの財源確保、各権利者の権利変換に向けた協議、調整などが考えられます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 27番 白石議員。

（27番白石議員登壇）

○27番 白石 透議員 いろいろ社会情勢が変わってきて大変だと思いますが、よろしくをお願いします。

最後です。令和8年度予算編成についてお聞きします。

水道事業会計からは、人工衛星を活用した漏水探査やAIを活用した運転制御の試行などの最新技術を用いた取組を進め、経営基盤の強化の取組として適正な料金水準の検討を行う。

また、下水道事業会計からは、災害リスクを軽減させ、安心、安全な暮らしを実現するための施策を進めていく必要があります。

特徴的な取組として、下水道管路施設については、埼玉県八潮市の道路陥没事故を受けて実施した全国特別重点調査及びストックマネジメント実施方針により、計画的に実施している管路調査の結果を踏まえ、修繕、改築計画等の設計業務を進めるとありました。

この事故の原因究明を第三者委員会は、本年2月19日、2週間ぐらい前ですか、最終報告書を取りまとめて、事故の約3年前の定期点検で下水道管内部の状態を慎重に評価していれば、腐食や損傷のリスクの高まりを推測できたと指摘しています。一方、陥没が発生することまでは未然に予測することが可能であったとは言えないと結論づけられています。

報告書によりますと、現場周辺の下水管は県の委託業者が2022年2月、浮流式のカメラによる定期点検を実施。約600mにわたって腐食や損傷を点検してきた。このうち推定52から71mの区間では、水しぶきとか光量不足、光ですね、光量不足の影響で映像が不鮮明だったにもかかわらず、異常が少ないランクBと評価した。今回の陥没はこの区間で発生したとしています。

報告書では、映像をより慎重に解析できていれば、たら話ですけど、直ちに修繕が必要なランクAと判断できたと考えられると分析した。再発防止のため、鮮明な映像が取得できるドローンなどの調査機器導入や点検の評価基準の見直しを提言したとされています。

このような維持管理に対する予算については、適

正に確保していく必要があると感じます。どのように考えられているでしょうか。

○村口久美子副議長 下水道部長。

○愛甲栄作下水道部長 維持管理に対する予算確保につきましては、老朽化が進む下水道管路施設におきまして、安全性と機能を将来にわたって確保し、維持するためにも必要不可欠だと考えております。

引き続き、必要額を予算化してまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 27番 白石議員。

（27番白石議員登壇）

○27番 白石 透議員 最後に意見を申し述べます。

公共施設は、公共的な活動を行うための施設であり、施設そのものが公共的であるというわけではありません。例えば、地域の集会活動なんかは、地域の安全や安心を考える活動の場であって、必ずしもその集会所なりが必要ではなく、ほかの図書館や学校でも会合は持てます。

言い換えますと、この施設がなくなると活動できなくなるなど抗議が出る場合もありますけども、反面、土木インフラは特定の人しか使用できないわけではありません。道路、橋梁、水道、下水道は使う人が公共であろうがなかろうが問われません。どのような目的であっても自由に使えなくてはなりません。

吹田市は、いつも住みやすいまちの上位のほうにランクされていますけれども、比較的財政が良好だからだと思っています。

とはいえ、先日の報道から、都道府県の2026年度当初予算案まとめで、人件費や扶助費などの義務的経費が昨年から1兆1,000億円増えることが分かった。税収も都心部を中心に伸びるが9,000億円の増加にとどまり、大半の地域で固定費を補えない。必要な政策を見極め、歳出を抑える取組が急務となる。社会保障費を中心とした扶助費、公債費を含めた任意に削減できない義務的経費に、税収は増えても追いつかない。こうした状況を受け、相次ぐのが財政調整基金の取崩しであるとの記事がありました。

吹田市も、今の税収と支出がそのまま続くかどうかは分かりません。地域コミュニティ施設も整備す

る一方で、住民満足度と50年先の住民期待度を考えて以降の予算編成を要望します。

以上で終わりです。

○村口久美子副議長 15番 江口議員。

(15番江口議員登壇)

○15番 江口礼四郎議員 大阪維新の会の江口礼四郎です。質問をさせていただきます。

今議会防災関連の質疑の中で、本市の職員が編著をされました令和6年度能登半島地震、こちらが取り上げられています。

またですね、今月2月ですかね、ぎょうせい出版の月刊ガバナンス2月号にでも取り上げられており、これは地方自治体職員向けの実務情報誌になっておりまして、定期購読者数がネットで見ましたら約2万人を超えてくるような本なんですけど、こちらでも取り上げられており、その中ではですね、吹田市の危機管理室の職員2名、そして関西大学教授による能登半島地震での輪島市の支援記録が巻頭に掲載されておりました。

自治体間での支援の在り方をアップデートした非常に価値の高い支援活動と取り上げられております。月刊ガバナンスの内容ですが、本市の防災力が強化されていく、その経緯がひもとけたようにも思えます。

人と防災未来センターとの関係や研修、大阪北部地震の発生及び対応、能登半島地震による現地への職員派遣など、取り巻く全て血肉になり、成果の一つとなった、つながったのではないのでしょうか。

能登半島地震において、本市職員が輪島市の災害対策本部に入り、長期にわたり中核的な役割を果たしました。月刊ガバナンス等のメディアでも、他自治体との調整や本部運営の仕組みづくりといった知的な支援が高く評価されています。

輪島市を支援してきた本市のこれまでの活動の振り返りとして、この支援活動が被災地の復旧スピードにどのような影響を与えたと捉えていますか。

また、この吹田モデルとも呼ばれている支援の在り方について、月刊ガバナンスにて取り上げられたこのタイミングになりますが、市の認識を伺います。

○村口久美子副議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 令和6年能登半島地震における輪島市支援の取組が、輪島市の復旧スピードに与えた影響について明確にお答えすることは困難でございますが、輪島市長や輪島市職員からは、いわゆる吹田モデルの習熟により、災害対策本部の空間の配置や運営、意思決定のスキルが格段に向上したとのお声を頂いております。

実際、後に発生した奥能登豪雨の際には、これらのスキルが発災直後から発揮され、速やかに災害対策本部会議を開催し、重要事項が決定されるなど、円滑な初動対応と迅速かつ適切な被災者支援が実施されました。

また、今日では、政府が全国各地で開催する防災スペシャリスト養成研修に本市職員が講師として招かれ、吹田モデルの支援方式などを講義する状況に至っており、今後とも吹田モデルが全国の災害対応力の向上に寄与できるよう、その一翼を担ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 15番 江口議員。

(15番江口議員登壇)

○15番 江口礼四郎議員 能登半島地震では本部会議ですかね、実際されるまですごい時間がかかったのが、その後の豪雨では30分程度でできたというふうにお聞きをしまして、すごい効果があったのかなと思っております。

その現場でですね、修羅場をくぐり、他自治体や国との調整ノウハウを身につけた職員の存在は、本市が今回行った支援活動だけでなく、被災した際の受援体制を高めています。

この活動から得た経験を基に、吹田市地域防災計画が見直されました。職員だけでなく外部人材の活用や、他自治体からの応援をスムーズに受け入れる受援体制の強化、トイレ対策、通信環境の確保といった避難環境と衛生対策の高度化。物資が届かない、あるいは届いてもさばき切れないという現場課題を解決するための運営の効率化など、計画の見直しが単なる文言の整理ではなく、経験した職員の肌感覚が反映された血の通ったものだと感じています。

質問です。特に現地での苛酷な経験がなければ反

映されなかった、あるいは優先順位が劇的に上がった具体的な対策をお示しください。

また、職員が持ち帰った経験を、計画修正にとどめず、訓練や職員から市民までのあらゆる関係者にどう意識浸透をしていくのか、本市の見解を問います。

○村口久美子副議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 令和6年能登半島地震での支援活動を経験し、対策の優先順位が上がったものは、トイレの環境整備でございます。

支援当初は、排せつ物の臭いが輪島市役所内に充満する環境下での活動となり、食事や寝起きにも非常に大きなストレスを受ける状況が続いておりました。

トイレの問題は、市役所に限らず、避難所や公衆便所においても同様で、臭いの問題だけでなく、ウジ虫の発生など深刻な衛生環境の悪化が各所で生じており、実際に清掃に当たる方々の心身の負担を見聞きし、その苛酷さを認識したところでございます。

このため、本市では、災害時でも衛生環境が確保されるトイレを各種導入し、検証を行っているところでございます。

また、市民の方々にも、啓発や訓練の機会に、トイレの備蓄や対策を最優先事項として取り組むことの重要性をお伝えしております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 15番 江口議員。

(15番江口議員登壇)

○15番 江口礼四郎議員 私が、先日行われました地域の交流会に参加した際にはですね、その災害の備えとしてトイレの重要性とか備蓄と、そういった話がもう自然にその会の中で生まれておりました。意識浸透されてるなと感じている次第です。

本庁舎に設置された循環型トイレも利用してみました。説明がなければ、自立式であってですね、災害で使えるといったことも気づかずですね、平時でも快適に利用できるものだと思います。平時で快適に使用しながら有事、非常時にはですね、インフラに依存をせずに使えるという、他の自治体も取り入れているトイレなんですけど、このフェーズフリー

の考え方は非常に重要です。

このような考え方に基づく循環型トイレですね、検証中とのことなんですが、財政状況、設置状況等を十分勘案した上ですね、学校等ですね、避難場所に設置してみてはいかがでしょうか。検討していただければと思います。

不思議なものでですね、このトイレ使っているときに、私自身でも、東日本大震災のときはですね、現場に機動隊員として現場入りしたんですが、このときの恐怖がちょっとよみがえりまして、屋外型のユニットトイレの利用だったりとかをした記憶が思い出してきました。何かトイレがすごい劣悪な環境で、トイレの清掃だったり、夜はですね、暗い中でトイレを使いながら水も流せなかったんですよ。そういうことが何かこの循環型トイレを使って思い出したっていう、何か不思議な感覚だったんですけど。

ぜひともですね、この安心してトイレを使えるというか、気持ちよく使えるっていうのは、非常に重要な環境整備だと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。被災地はですね、今、何を、なぜやるのかという根拠を持って支援を受ける余裕すらありません。このような現場の実情を生の声として市民、職員、他の自治体のあらゆるの方々へ届けることは本市の未来の命を守るだけでなく、日本全土の防災の在り方をアップデートする草の根活動であり、本市が発信源となれていることは誇りではないでしょうか。

発災から3年目を迎える令和8年度は、世間の関心が薄れ、支援の風化が懸念される極めて重要な時期です。被災地がですね、自立へ歩みを固めている今こそ、伴走型の支援の真価が問われていると思います。

令和8年度について、引き続き輪島市への災害支援を実施するのでしょうか。また、この貴重な経験を地域や次世代、そして他地域へ広めてつなげていくべきだと考えますが、見識を伺います。

○村口久美子副議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 被災地支援の全国的な課題の

一つとして、戦略的かつ継続的な支援が制度上十分に担保されていない点が挙げられます。

本市では、こうした課題を補う取組として、輪島市復旧支援協定を締結し、輪島市と現状、目標、対応策などを丁寧に協議しながら、必要な人材の派遣など、きめ細かな支援を継続しているところであり、来年度もフェーズの変化に応じた支援を継続する予定でございます。

また、本市のこの取組につきましては、内閣府からも注目いただいております。定期的な情報交換を継続して行っているとともに、災害対応で得た経験、知識を次世代や他地域へ伝承するための研究事業が、国において採択されるなどの成果も得ているところでございます。

今後とも、研究活動と社会実装の連結を意識しつつ、取組を進めることで、本市の防災力、ひいては全国の防災力の強化に寄与してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 15番 江口議員。

(15番江口議員登壇)

○15番 江口礼四郎議員 本市のですね、財源、人材は限りがありますが、その上で、みんなで協力していただきまして活動をしていただければと思います。

2024年1月発災し、早期支援へ駆けつけた本市職員の支援が始まって、振り返ればもうあっという間に感じています。本市の防災力の向上はもちろんのこと、全国の防災力の向上に貢献している、そう感じます。

本市職員が、内閣府中央防災会議、防災対策実行会議の専門委員として、日本の国家的な防災・減災政策の最前線で活躍をしています。国の方針から実行までを直接的に後押しするという極めて重要な職務を全うしていることは、この貢献の何よりの事実です。国の防災庁の設置に大きく影響するでしょう。これは決して職員一人の属人的な活動の成果ではなく、輪島市へ支援に入られた本市の皆さんの活動をはじめ、これまでの取組の結晶であると思います。

本市防災力、全国防災力の強化に寄与いただき、安心、安全なまちづくりを進めていただくようお願い

いたします。

次の質問に移ります。岸部中地域に位置する青少年クリエイティブセンターにつきまして、こちら、開設から44年が経過し、施設の老朽化が課題となっています。本市はこれまで、公共施設（一般建築物）個別施設計画において、令和8年度から大規模修繕を行う方針を示していきました。

しかし、令和7年9月に行われた地域教育青少年クリエイティブセンター、令和7年度第2回企画会議において、突如、運動広場用地への移転・集約建て替えへの方針が示されました。

運動広場周辺用地を取得し、移転・集約建て替えを行う内容は、今議会にて令和8年度の予算にその基本構想の策定に関する費用として提案がされています。

吹田市公共施設（一般建築物）個別施設計画では、令和8年度から12年度にかけて大規模修繕を行うとされていましたが、それが用地取得を伴う移転・集約建て替えへと大きく方針を変更されたわけですが、どのような議論がなされたのでしょうか。

令和8年度予算案に、基本構想策定費が計上されるに至って、企画会議で、近年、青少年を取り巻く環境が、当施設開設時から大きく変化をしており、新たな課題やニーズに対応した施設が必要であると説明をしています。

また、その説明に続けて、新たな課題やニーズに対応した施設とするとともに、自習室や体育館といった屋内施設と運動広場を一体的に活用できる施設とすると述べておられましたが、その文言から、現存の青少年クリエイティブセンターの規模を超え、内容を拡充した施設も検討しているとも取れますが、本市の考えをお示しください。

○村口久美子副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 まずは都市計画部から御答弁申し上げます。

岸部中地域の公共施設及び市有地の在り方については、庁内関係部局による岸部中地域のまちづくりに係る連絡調整会議を設置し、これまでに4回開催してまいりました。この会議では、地域の将来像や公共施設の在り方について意見調整を行うとともに、

施設の整備、更新を検討する際の認識の共有を図ってきたところです。

以上でございます。

○村口久美子副議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 次に、地域教育部から答弁申し上げます。

青少年クリエイティブセンターの施設再編は、施設の老朽化対策に加え、子供、若者の新たな課題やニーズへの対応のほか、施設配置にも課題があることから、運動広場用地への移転・集約建て替えにより検討するものでございます。

基本構想策定の現段階では、特段の施設規模の拡充は考えておりませんが、集約することで、運動広場や体育館の機能などを生かし、子供や若者の幅広い年齢層が、遊びやスポーツなどの様々な活動を行える居場所として、特色を持った施設となるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 15番 江口議員。

(15番江口議員登壇)

○15番 江口礼四郎議員 施設を利用する青少年に応じた内容であることは私も心から求めるところですが、しかしながら、その財源にはより注視をしていかなければなりません。

11月定例会において、行政経営部長が、令和8年度当初予算編成では全庁の共通認識を持った上で、これまで以上の経費の精査に努めるとの答弁がありました。危機感の共有及びさらなる精査がなされ、基本構想の策定に対する費用が今議会に提案されたということです。

質問です。移転・集約建て替えへとかじを切る基本構想の策定に対して、市民に喜んでいただけるような公共施設として整備をされることを望みますが、整備に関する費用についてどう考えていますか。

○村口久美子副議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 青少年クリエイティブセンターの移転・集約建て替えの検討を進めるに当たっては、基本構想において整備に要する概算費用について検討するとともに、その財源として、国の都市構造再編集中支援事業交付金を活用するなど、でき

る限り特定財源を確保し、事業経費の精査に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 15番 江口議員。

(15番江口議員登壇)

○15番 江口礼四郎議員 これから概算費用について検討し、その財源に交付金を活用するとのことですが費用の数字が見えません。今回の青少年クリエイティブセンターの整備については、今後、多大な費用がかかると思われますが、財源確保策も含めて、公共施設最適化の立場からどうお考えですか。

○村口久美子副議長 公共施設整備担当理事。

○伊藤 登理事（公共施設整備担当） 青少年クリエイティブセンターの施設整備に当たりましては、今後、多くの財政負担が想定されるため、特定財源の活用や、複合化や集約により余剰地となった土地の売却を含めた有効活用を図るなど、財政負担の軽減を図る必要があると考えています。

また、供給、品質、財務の視点から施設の利用状況を踏まえた施設機能の整理や、複合化なども含めた検討を進め、持続可能なまちづくりの実現に向け、効果的かつ効率的な取組となりますよう、関係所管と連携してまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 15番 江口議員。

(15番江口議員登壇)

○15番 江口礼四郎議員 鉄筋コンクリート造の公共施設建設は耐用年数が吹田市では60年とされています。60年後、施設利用の対象者となる青少年の人口が現在の吹田市と同じとは思えません。

今回提案された基本構想の策定によって、事業の大枠が決まるのではないかと考えます。市民ニーズに合った施設整備は必要だと考えますが、過剰なスペックとなることなく、青少年を対象とする目的の下、将来負担となる施設維持費を考慮し、物価高騰や金利上昇、人件費増といった建設費用の高騰を鑑み、財政状況を踏まえた基本構想の策定になることを強く求めますが、市長の見解を伺います。

○村口久美子副議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 まずは担当から答弁申し上げ

げます。

青少年クリエイティブセンターの施設再編に係る基本構想につきましては、現代の子供、若者の課題、ニーズを十分に把握、分析し、将来にわたって必要な機能、設備を持つ施設整備の方向性を整理するものでございます。

実際の設計に当たりましては、基本構想を踏まえつつ、最適な施設となるよう、品質や財務の観点からも検討を行ってまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 地域に長く愛されてきた当センターの今後につきましては、さらに魅力ある公共施設に生まれ変わり、近隣のみならず、広く若者などが集い、交流する場になることを期待し、必要な公共投資に取り組んでまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 15番 江口議員。

（15番江口議員登壇）

○15番 江口礼四郎議員 恐らく、近年なんですけど、この議場で、地域教育部長の次に、この施設に利用者として足を運んでいるのじゃないかなと自分で自負しているんですけど。

日中だったり土曜日、日曜日の体育館の利用、特に体育館なんですけどね、利用を見たことありますか。定員人数をはるかに超える利用者、子供たちが集まって、使えなくて次を待つみたいなの、そんな状況になっています。

特にスポーツの主流がバスケットなんですかね。体育館はバスケットがよく利用されてまして、その体育館の中でバスケットの技術を伸ばそうと練習する者もいれば、他の学校の子供たちと交流するような子供たちもたくさんいるということで。

その中ですね、令和7年度は扇風機もつけてもらって本当ありがとうございます。非常に快適に使いながら、子供らも喜んで会場利用していると思います。

それだけですね、体育館ニーズがある中で、他自治体からもですね、吹田市の体育館いいよなって、

子供もよう足を運べるして。ぜひ、もう何やったら、一緒に使わせてもらわれへんかなというお声も頂くぐらい、僕、これ、すごい大事なことだと思ってまして。

子供たちがあそこで、体育館なんですけど、特に。スポーツを極めるというか、練習してそのまま進学してですね、就職もして、何だったら代表になって、スポーツで活躍するってことは、すごい貢献できている大事なことだと思うんですよ。そういった場があることは何か非常に大事だなと思います。

それだけ求められる、だからこそ今の立場としましては、その財源というのは非常に大事だと思っています。お金のことをしっかり見ながら、持続可能なものであってほしいと思いますし、先ほど市長答弁あるように、地域の方にも本当に愛されてる場所です。だからこそ、全体でですね、よりよいものになってほしいなと願うばかりです。

その財源の問題ですね、嫌なことも言っていかなきゃいけない立場なんですけど、効果的かつ効率的で持続可能な施設になることを願っておりますし、今後ともしっかりと注視していきたいと思っていますので、よろしく願います。

次の質問に移ります。道路交通法の遵守は、市民の命を守るための最低限のルールであり、その徹底は必要です。本年4月から、自転車利用者に対する青切符制度が導入されます。これは取締りの強化という側面を持つ一方で、市民が交通ルールを正しく理解し、事故を未然に防ぐための重要な転換点であるとも考えます。

とりわけ、運転免許を持たない成人市民にとっては、自転車の交通ルールをきちんと知る機会が十分とは言えないのが現状ではないでしょうか。学ぶ機会が十分に確保されないまま反則通告制度が適用されることとなれば、制度への戸惑いや混乱を招く恐れもあります。命を守るという制度本来の目的を確実なものとするためには、取締りのみならず、理解の促進と予防が必要と考えます。

そこで伺います。本市は免許を持たない成人に対する自転車交通ルールの周知、学習機会の必要性をどのように認識していますか。

また、青切符制度導入を契機として、成人向けの周知や学びの場を設けるなどの考えはありますか。命を守るための実効性ある取組について、本市の見解を求めます。

○村口久美子副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 年齢、自動車免許の有無にかかわらず、自転車交通ルールの周知及び学習の必要性は、今後、さらに高まると認識をしております。

道路交通法の改正による青切符制度導入を機会に、自転車ヘルメットの着用や自転車交通ルールの学びの場は必要と再認識をしており、令和8年度（2026年度）は、新たに成人を含めた自転車安全講習会の実施を予定しており、交通安全に対する意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 15番 江口議員。

（15番江口議員登壇）

○15番 江口礼四郎議員 取締りの対象は16歳以上とされています。対象となる違反行為は100種類以上にも及びます。しかし、16歳以上の学生、子供を乗せる子育て世代、免許返納等の高齢者では、自転車を利用する背景も違反を犯す心理も異なるのではないのでしょうか。

特に、16歳は高校1年生世代であり、中学校卒業後、急に青切符の対象となる年齢です。中学3年時にはより自転車交通ルール及び違反したらどういった罰則を受けるのかといったことなど、罰則についての知識を持つ必要があるのではないのでしょうか。

そこで提案ですが、一律の広報ではなく、市内の中学校や保育施設、地域コミュニティなどターゲット別に施策を講じてはどうでしょうか。市の見解を求めます。

○村口久美子副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 まずは土木部から御答弁申し上げます。

本市では、これまで吹田警察署と協力して、未就学児及び小学生を対象として、それぞれの年齢に応じた交通安全教育を実施してきております。

さらに、令和4年（2022年）作成の吹田市自転車活用推進計画において、未就学児から高齢者まで、

ライフステージに応じた安全教育の実施を定めていることから、令和5年度からは、市内の中学生を対象に年間6校ずつ、自転車交通に関する専門家による自転車安全講習を実施しているところでございます。

令和8年度から道路交通法改正により、交通反則通告制度、通称青切符制度が導入されることから、一層啓発の充実が必要と感じており、中学生を対象に、当制度の導入を含めた自転車安全講習を継続して実施するほか、ほかの世代についても、ライフステージに応じた自転車交通安全講習等の実現に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 次に、学校教育部より御答弁申し上げます。

本市中学校におきましては、総務交通室の依頼により、自転車の交通安全教室の実施に協力しておりますが、引き続き道路交通法改正を踏まえ、吹田警察署及び総務交通室と連携して、当該教室の実施内容、対象学年、実施形式等について見直しを図り、自転車の乗車マナーや社会規範と関連づけた交通安全教育を推進し、交通社会を支える一員としての自覚と責任を育むよう努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 15番 江口議員。

（15番江口議員登壇）

○15番 江口礼四郎議員 これまでの自転車安全講習を継続し実施していくことに加えて、ライフステージに応じた安全講習の実施を努めていくことですので、注視していきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○村口久美子副議長 24番 今西議員。

（24番今西議員登壇）

○24番 今西洋治議員 大阪維新の会、今西洋治です。発言通告に従い個人質問をさせていただきます。

まず、初めに本市の災害対策について質問します。南海トラフ地震や上町断層帯を起点とする地震災害は、本市における最も脅威となる災害の一つです。個人の備蓄はもとより、想定外を想定するのがレジ

リエンスの基本中の基本です。

そこで、数ある災害対策のうち、通信インフラについて質問させていただきます。

さきの東日本大震災においては、大規模な通信途絶により、避難所との連絡や状況把握が円滑にいきませんでした。通信網の復旧には1か月以上もかかりました。

能登半島地震でも、通信ビルが停電し、土砂崩れなどで中継伝送路やケーブルが破損するなどで大規模な障害が発生し、固定電話や固定インターネット回線が使えない状況に陥りました。通信網再開に向けて移動電源車や移動基地局車が派遣され、徐々に被災者の通信環境は改善されましたが、基地局からの電波発信が頻繁に停止して、回線がつながりにくい状況が続いたとのことでした。

そこで活躍したのが、無線で衛星とデータ通信をするスターリンクが活躍したということです。このスターリンクは、通信会社が避難所に350台無償提供され、避難所生活を強いられた被災者の通信環境は劇的に改善されたとのことですが、南海トラフ地震のような広域にまたがる大地震が発生した場合、能登半島地震に比べ、比較にならない規模の災害となり、数量が不足することも考えられるため、無償提供は期待できませんので、自前で用意することが望ましいです。

本市においては、スターリンクは昨年7月から運用されていますが、具体的にはどのように利用することを想定しているのでしょうか。

○村口久美子副議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 スターリンクにつきましては、災害時に通信が途絶した場合、衛星通信アンテナを屋外に設置し、専用のWi-Fiルーターを介してパソコンやスマートフォンを接続し、情報活動を行うことを想定しております。

災害対策本部と災害対応の拠点施設となる出先機関との間での情報連携を主たる目的として、7台調達し、本庁舎、消防本部、水道部、教育委員会事務局、保健所、総合防災センター（DRC）、千里ニュータウンプラザに各1台配備しております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 24番 今西議員。

（24番今西議員登壇）

○24番 今西洋治議員 避難所運営に欠かせない避難所マネジメントシステムについてお尋ねします。開発途上であるとは存じていますが、具体的にはどんな項目を管理できるのでしょうか。

○村口久美子副議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 避難所マネジメントシステムにつきましては、避難所での受付対応や入退所される方の情報管理、加えて施設状況の把握、管理などの機能を有しております。

具体的には、避難者に関する情報の収集手段として、避難所の受付時にQRコードやICリーダーを活用することで、必要な情報を災害対策本部において、システム上で一元的に管理することが可能となっております。

また、避難所施設におけるライフラインなどの状況や避難所内の物資の状況についても、システム上で情報共有することが可能な仕組みとなっております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 24番 今西議員。

（24番今西議員登壇）

○24番 今西洋治議員 被災者が避難所に大勢やってきた場合、受付は最も重要で、慎重にやるべき仕事です。やっとの思いで来られた被災者の方々を受付前で長時間待たせることになるのも想定されます。

このシステムを活用すると、避難所名簿作成や管理といった受付業務が正確かつ迅速にできるようになると期待しています。ほかにも避難所の物資の在庫管理だけでなく、受渡し状況の把握ができるようにするなど、ぜひ避難所マネジメントシステムの内容拡充を急ぐよう要請します。

通信環境の復旧が何か月も長引くことも想定されます。被災者にとって食料や衛生環境も大切ですが、デジタル化の進んだこの現代では、通信環境も同じぐらい重要です。御家族との安否確認や情報収集はもちろん、優先度は下がりますが、長期避難を続けるためには特に娯楽も必要になります。

スターリンクを提供できるデータ量にも限度はあ

るでしょうが、一般開放できるくらいのキャパシティーはあるのでしょうか。また、一般開放する予定はあるのでしょうか。

○村口久美子副議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 スターリンクにつきましては、災害対策の中核拠点での使用を主たる目的としていることから、通信の途絶が解消されるまでの間は一般開放を予定しておりません。

一方、災害対策本部や拠点施設などにおいて、通信が回復した段階では、電波の不感地帯などへ移動させるなど、一般開放を含めた有効活用も想定しております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 24番 今西議員。

(24番今西議員登壇)

○24番 今西洋治議員 現状では一般開放が遅くなるとの御答弁です。自治会や公民館、個人で自前に準備する必要があるそうですね。先ほどの御答弁にて本市で7台調達済みとおっしゃいましたが、避難所などにもさらに必要になると考えられます。契約内容の見直しや、通信会社との交渉をするなど工夫をしながら、費用を抑えつつ、台数を増やすことを御検討ください。

続きまして、集合住宅の避難計画についてお尋ねします。

本市は集合住宅の多い自治体です。大災害といえれば一般的に避難所生活がイメージされますが、実際には、避難所のキャパシティーはほんの少ししかなく、市民全体を受け入れることはできません。実際には全壊や倒壊した住宅にお住まいの方が優先になることが多いと思われます。倒壊の危険のない限り、ほとんどの方が自宅避難ということが想定されます。

本市にある集合住宅は、その多くは耐震性を備えた住宅であることから、特に集合住宅にお住まいの方はほぼ自宅避難となります。集合住宅単位で防災自主組織のある住人の方は、日頃から避難計画を立てているところもあるとは聞いていますが、それでも避難計画には自信を持ってない伺っています。

また、集合住宅向けの避難計画や避難対策マニュアルの見本となるものがあれば、ぜひ参考にしてマ

ニュアル作成をしたいとの声も多く聞いております。

私は、まずは御自身の生命や財産を守る避難行動計画を整備し、次に個々の集合住宅そのものが一つの避難所となるような状態になるのが望ましいと思っております。

本市の危機管理室には、先進的な知識や経験の共有が蓄積されていると自負しています。そのノウハウを生かし、個々の集合住宅が避難所と遜色のない状況になれるよう、集合住宅向けの避難計画書の見本や災害対策マニュアルを作成し、広く共有してはいかかと思いますが、危機管理室の所感をお聞かせください。

○村口久美子副議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 集合住宅向けの災害対策マニュアル等につきましては、本市ホームページにおいて、大阪府分譲マンション管理・建替えサポートシステム推進協議会により作成された分譲マンション防災減災マニュアル作成の手引きを公開しております。

加えて、本市防災啓発用冊子の防災ブックに、集合住宅特有の被害状況や対策を掲載するほか、地域防災総合訓練などの機会を捉えて、マンション防災に必要な備えを周知しているところでございます。

今後とも、多くの市民の方々に情報の浸透が図れるよう、啓発活動に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 24番 今西議員。

(24番今西議員登壇)

○24番 今西洋治議員 引き続き、工夫を凝らした啓発活動をよろしくお願いします。

本市には、交通の便のよさや教育水準の高さ、住宅環境のよさにより、通勤族に非常に人気の高い自治体です。一時的に住んでいらっしゃる方も多く、賃貸マンションに住まわれる方が大勢いらっしゃいます。自治会へ加盟しない傾向も高く、中小規模の集合住宅には、自主防災組織もないところも多いです。

また、自主防災組織ができたとしても、人の入れ替わりが早く、組織が育たない問題もあります。そのため、住民の防災意識や防災知識が少ない傾向に

あります。そういった方々のために、どのような対応をされるのかお聞かせください。

○村口久美子副議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 本市では、防災ブックの全戸配布をはじめ、地域防災総合訓練などのイベント開催や、広く親世代へも情報の伝播が期待できる小学生向けEMCツアーの実施、FM千里での番組放送、機会を捉えて実施した朗読劇やシンポジウムなど、お住まいの方々の特性にかかわらず、できる限り多くの方々に防災に関心を持っていただけるような機会の創出にも努めております。

今後とも、市民一人一人の防災意識が高まり、自助、共助の備えにつながるよう、啓発活動に努め、取り組んでまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 24番 今西議員。

(24番今西議員登壇)

○24番 今西洋治議員 続きまして、認知症について質問させていただきます。

急速に少子高齢化が進む中、人手不足の問題もあり、定年70歳までの延長が現実味を帯び始めています。生涯現役が求められる時代において、親や本人の認知症の重症化は、働き盛りのビジネスケアラーの離職を招くだけではなく、その子供世代がヤングケアラーとして教育や就職の機会を奪われかねないという負の連鎖を生み出す懸念もあります。

認知症の発見が遅れ、暴力行動や暴言の頻発、それから徘徊行動が発症した場合は、現役世代の介護離職を食い止めるのは困難になると想像できます。認知症の早期発見と早期介入は重症化を遅らせることや、事前準備も可能となります。

本市では、認知症の基礎知識や早期発見、早期対応のメリット、自分でできる認知症の気づきチェックリストを掲載したリーフレットの作成を行っており、自分や家族が自己診断することが可能であったり、国立循環器病研究センターなどの総合病院やクリニックでMRIなどの画像診断で認知症の発見は可能であったりしますが、近年の技術進歩で、認知症だけでなく、その前段階である軽度認知障がいも血液検査によって発見できるようになりました。M

RI検査料よりも割安で検査できるメリットもあります。

本市の掲げる健康寿命の増進とは、心身ともに健やかに生活することであり、本人またはその家族の精神的に健康であることも含まれております。

そこで、本市の取組として認知症の早期発見について、例えば国民健康保険の対象者向けの人間ドックにおいて、オプションで血液による認知症検査ができるようにしてはどうかかと思いますが、関連部署の見解をお伺いします。

○村口久美子副議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 本市では、助成対象となる検査項目を満たした人間ドックまたは脳ドックを受診した国民健康保険被保険者に対して、費用の一部を助成しています。

また、受診医療機関等において認知症検査が実施されている場合は、必要に応じて検査を追加していただくことが可能となっております。

認知症の早期発見については、福祉部と連携し、自分でできる認知症の気づきチェックリストを健康診査受診票と併せて送付する取組を実施していることから、現時点で、人間ドック・脳ドック助成対象検査項目として認知症検査を追加することは考えておりませんが、引き続き国や他の自治体の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 24番 今西議員。

(24番今西議員登壇)

○24番 今西洋治議員 本市の助成している脳ドックを受けるためには、専門機械を設置している医療機関に行く必要があります。一方、血液検査はクリニックといったかかりつけ医でも受診できるという気軽さがあります。今日現在では、この血液検査は保険適用外ではございますけれども、保険適用がされるまでの期間は脳ドックと同様に補助の対象にするよう検討をお願いします。

次に、若年性認知症を患った親を持ったヤングケアラーについてです。

親を介護するヤングケアラーは、日常生活の全ての関心が介護に向き、学業や友人と遊ぶ時間といっ

た子供時代を犠牲にして孤立するリスクがあります。周囲に相談できず、介護は当たり前として自覚していないケースもあります。中高生の約15人から17人に一人がヤングケアラーとされており、そのうち認知症の家族をケアしている隠れヤングケアラーも多いとされています。

さらに、40代から50代で発症する若年性認知症の親を持つ小学生や中学生が介護するケースは、家族全体が経済的、精神的な危機に瀕しやすいと簡単に想像できます。

そこで本市は、このようなヤングケアラーの発見はどのようにされているのかを教えてください。

○村口久美子副議長 子育て支援センター担当理事。

○北澤直子理事（子育て支援センター担当） まずは子育て支援センター担当より御答弁申し上げます。

ヤングケアラーとなっている児童の発見につきましては、家庭児童相談室に寄せられる子供の養育に関する様々な相談や、学校等から児童虐待に関する通告等があった場合に、家庭の状況をアセスメントした結果、ヤングケアラーと判断することがございます。

また、家庭児童相談室にヤングケアラーコーディネーターを配置し、小・中学校、保育所や児童会館等の子供が関わる機関への定期的な訪問による相談窓口の周知や、地域包括支援センター等を含む関係機関を対象とした職員研修を行っています。

こうした取組を通じて、児童本人からの相談や関係機関の職員からの情報提供につなげ、支援が必要なヤングケアラーを把握しているところでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 続きまして、学校教育部より御答弁申し上げます。

小・中学校におきましては、日々の健康観察や面談等を通じまして、ヤングケアラーの状態にある、またはその可能性がある児童、生徒を把握した際には、スクールソーシャルワーカーを介して、家庭児童相談室をはじめとした関係機関への情報提供に努めております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 続きまして、地域教育部からも答弁申し上げます。

子ども・若者総合相談センターでは、社会生活を営む上で困難を有するゼロ歳から39歳までの子供、若者の支援を行っており、ヤングケアラーをはじめ、ひきこもりや不登校、就労など、様々な相談に対応しております。

また、ヤングケアラーにつきましては、自分自身がヤングケアラーと認識していないことがあるため、支援を行う中でその端緒を見逃さないよう、相談員が話を聞き取るなど、十分な注意を払って対応しております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 福祉部からもお答えいたします。

地域包括支援センターにおいては、高齢者の相談対応の中で家族状況を確認し、未成年に重い介護負担がかかっていないか把握し、支援につなげております。

今年度に寄せられた若年性認知症に関する相談につきましては、1月末時点で2件あり、ヤングケアラーと思われる御家庭はございませんでした。

支援が必要なケースに漏れが生じないよう、関係部局と連携し、適切な対応に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 24番 今西議員。

（24番今西議員登壇）

○24番 今西洋治議員 多くの部署の御答弁ありがとうございます。若年性認知症のヤングケアラーの発見に多方向からのチェック体制があることも頼もしく思います。

さて、孤立しがちなヤングケアラーに、同じ悩みを持つ仲間とつながれる場も必要だと考えます。ほかにも、ヘルパーやデイサービスといった介護サービスの導入で、子供の負担を軽減し、子供の時間をつくる支援も重要と考えます。

そこで本市において、若年性認知症の親を持つヤングケアラーについての救済措置はどういったもの

があるのか、また救済の方針についてお答えください。

○村口久美子副議長 子育て支援センター担当理事。

○北澤直子理事（子育て支援センター担当） ヤングケアラーにつきましては、18歳未満の場合は、家庭児童相談室が関係部局と連携し、子育て世帯家事・育児支援サービスや介護保険サービス、障がい福祉サービス導入など、その家庭の状況に応じた制度利用や、学校と連携した児童、生徒の日常的な見守り、ヤングケアラー当事者や元当事者の対話の場の紹介等の支援を実施しております。

また、18歳への到達が近いのであれば、青少年室が所管する子ども・若者総合相談センターへつなぎ、当事者及びその家庭の負担軽減を図るとともに、年齢による相談体制の途切れが生じないように、引き続き丁寧な対応を行ってまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 24番 今西議員。

（24番今西議員登壇）

○24番 今西洋治議員 ありがとうございます。ヤングケアラーの一言でも家庭児童相談室、学校教育室、青年室など、そしてその先につながる関連部署が多岐にわたる問題です。部署間でスムーズな連携を確保し、切れ目ない支援ができるようお願いします。

以上で個人質問を終わります。

○村口久美子副議長 質問の途中ではありますが、議事の都合上、午後1時まで休憩いたします。

（午後0時 休憩）

○
（午後1時 再開）

○矢野伸一郎議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き質問を受けることにいたします。36番藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 自民党吹田・無所属の会の藤木です。通告に従い質問を行います。

まず、教育委員会関連として、今年3月の小・中学校の卒業式について数点お聞きします。

体育館の壇上を使用する学校数をお答えください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 小学校ゼロ校、中学校15校の予定でございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 小学校、1校もありません。

次、国旗を掲揚しなければなりません、高いところに懸垂式で掲揚している学校数をお答えください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 小学校3校、中学校12校の予定でございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 国旗掲揚とは、高いところに掲げるという意味でございます。

次、国歌斉唱時に、国旗に正対している学校数をお答えください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 小・中学校全校の予定でございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 国歌斉唱の伴奏の音源で、歌唱つきの音源を使用している学校数をお答えください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 小学校16校、中学校16校の予定でございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 吹田市の小・中学生は国歌君が代を覚えて暗記しておりますので、国歌のついてる伴奏は要りません。

次、国歌斉唱の伴奏は、他の歌同様、ピアノ伴奏で行っている学校数をお答えください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 小学校1校、中学校ゼロ校の予定でございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

(36番藤木議員登壇)

○36番 藤木栄亮議員 他の自治体では、ほぼピアノ伴奏で国歌斉唱している自治体もあります。この卒業式の一連の質問については、私もう20年近くしております。後退はしておりませんが、前進の歩みが、進捗のスピードが遅過ぎます。亀の歩みに負けています。ここ吹田市役所からね、車で5分も行けば神崎川ですよ。ね、教育長。神崎川を吹田大橋渡ったら大阪市ですよ。大阪市ではね、ほぼこういうことしているわけですよ。神崎川はベルリンの壁ですか。大阪市は外国ですか。違うじゃないですか。大阪府のね、府費負担で給料をもらっている先生方が授業している、同じ府の公立学校じゃないですか。大阪にできて吹田でできないことはないです。必ず、このね、進捗状況のスピードを加速していただくよう、教育長にはよろしくお願いをしたいと思います。

次の質問に移ります。2月12日、朝日新聞の記事より抜粋。小学校の卒業式で和装のはかまが人気を集めていることを巡り、静岡県富士市教育委員会は、昨年度まで大半の学校で続いていた着用の自粛要請を、今年度は全校でやめる方針を明らかにした、以上です。

富士市教育委員会は、今後、自粛しないと表明したとのことですが、吹田市ははかまを自粛しておりますか、教育長の見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 教育長。

○大江慶博教育長 自己管理できるものを着用すべきとの考えから、自粛を要請する必要はないとの認識でございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

(36番藤木議員登壇)

○36番 藤木栄亮議員 私は保護者から禁止や自粛をしている学校があると仄聞しています。昨年の卒業

式ではかまを着用している児童が一人もいなかった学校は8校、たった一人が1校、少なくともこの9校は学校が禁止もしくは自粛をしていると、保護者が勘違いしている可能性があると考えます。

そこで質問です。事実上、自粛と捉えられる通知を保護者にしている学校数をお答えください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 16校でございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

(36番藤木議員登壇)

○36番 藤木栄亮議員 吹田市教育委員会が、全校ではかまの自粛はしていないというのなら、誤解を与える通知を改めるべきと考えますが、見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 本市小学校の卒業式におけるはかまの着用につきましては、自粛を要請するものではないので、保護者に誤解を招く通知をしないよう、校長指導連絡会にて指導してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

(36番藤木議員登壇)

○36番 藤木栄亮議員 次、学校徴収金と共同学校事務室についてお伺いをします。

改定された学校管理運営規則第4条第5項で、共同学校事務室の事務に学校徴収金に関する事務が含まれています。11月議会で教育委員会は、公金とは明確に区別して管理していると答弁されました。学校徴収金は私会計ですか、公会計ですか。私会計であるなら、なぜ規則で処理事務として規定できるのですか。地方自治法第2条第16項は法令違反の事務処理を禁じ、第235条の4第2項は法令の定めなき現金保管を制限しております。

本市の学校給食費は、吹田市学校給食費条例で公会計化され、市の業務となりました。文科省も令和7年4月通知で学校徴収金の公会計化を推進しています。給食が公会計化され、国の通知も出ています。

そんな中、規則で学校徴収金を業務と定めるのなら、根拠条例はどこにあるのでしょうか。2月議会

に条例案は提出されましたか。まさか学校事務改善検討委員会で進められている要綱案に潜り込ませるつもりなのでしょうか、お答えください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 地方自治法第235条の4第2項は、普通地方公共団体が公金として保管する現金のうち、普通地方公共団体が所有しない現金である歳入歳出外現金に関する規定であるため、私会計で管理している学校徴収金につきましては、歳入歳出外現金ではないことから、この条項の適用を受けないものと認識しております。

また、学校徴収金の業務につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条及び第47条の4に基づき、吹田市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則を定め、同規則第18条に基づく別表に、事務職員の標準的職務内容として定めるとともに、同規則第4条におきまして、本年4月1日から、共同学校事務室において共同処理をする事務として定めております。

このように、同法に基づき、教育委員会規則において対応していることから、条例には定めておりません。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

(36番藤木議員登壇)

○36番 藤木栄亮議員 学校徴収金は私会計だから現金保管制限の対象外だという答弁でした。

政令市熊本市は既に教職員の人事権を持ちつつ、地方自治法第235条の4第2項を、公金外現金の取扱いは原則禁止と解説し、任命権者としての厳格な金銭管理を行っております。

熊本市は政令市としての権限を持ちながらも法に従っております。同じ法律の下にありながら、なぜ吹田市は法を逸脱した特例的な解釈を許されるとお考えですか、お答えください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 文部科学省におきましては、法令遵守の下、教職員の学校徴収金の取扱いを認めていることから、本市といたしましては、学校徴収金の取扱いが法令違反ではないものと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

(36番藤木議員登壇)

○36番 藤木栄亮議員 熊本市も私と同じ見解ですが、吹田市教育委員会とは見解の相違があるということで、次、行きます。

吹田市学校徴収金等会計処理基準第3条第1項は、校長は学校徴収金等に係る事務を掌理すると定めています。今回の規則改定で、この掌理権に属する事務が校長の指揮命令系統外の共同学校事務室に組み込まれました。校長が掌理するのか共同学校事務室が掌理するのか、会計事故時の最終責任は誰が負うのでしょうか。

学校徴収金事務には口座情報、未納情報、就学援助等の機微な個人情報が含まれます。複数校を対象とする共同学校事務室でこれらが校外に共有されることとなります。管理方法と情報漏えい・事故時の責任者をお答えください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 共同学校事務室は、複数の学校の事務を共同で処理する組織体制であり、所属職員は、各校の校長の管理監督の下、事務処理を行います。同室は校長権限の代替機関ではないため、情報漏えいや会計事故時の最終責任者につきましては、学校事務職員の管理監督責任者である所属校の校長となります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

(36番藤木議員登壇)

○36番 藤木栄亮議員 学校徴収金の最終責任は校長だとの答弁です。契約はそうとなっておりますので、そうでしょう。ここ3年の違法な流用指示による過払い金常態化の責任を現場の校長と答弁されたということです。自ら流用を指示しながら、事故が起きた際の責任は現場の校長に負わせる。これが教育委員会の考えるガバナンスなのでしょうか。改めて問います、お答えください。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 会計事故時や情報漏えいといった事故に関しましては、校長が責任を負うもの

ですが、教育委員会の定めるところにより生じた問題につきましては、校長だけではなく、教育委員会も同様に責任を負うものと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

(36番藤木議員登壇)

○36番 藤木栄亮議員 何かあったときに校長先生から苦情がないようによろしくお願ひします。

次の質問に行きます。11月議会で教育委員会は流用について一部適切でない事務処理を認め、不適切との認識を表明されました。しかし、その直後、令和7年12月23日付Q&Aには、吹田市の学校徴収金は全小・中学校の全学年の徴収金を一括管理する制度なので、狭義の学校徴収金範囲内であれば目的外使用や不正利用には該当いたしませんと、また基金同様の見解を提示しております。

令和8年2月13日付通知では、これまで同様、生徒会費の未納を学校徴収金で立替え払いするよう文書で指示をしております。

議会では不適切、現場には流用ではない、立替払いせよ、これは虚偽答弁の構造化ではありませんか。この指示の発出を承認した経緯と承認者は誰か、お示してください。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 学校徴収金の未納が発生した場合に、既に徴収している他の保護者の学校徴収金を業者への支払いに一時的に充てている現状につきましては、令和7年（2025年）9月及び11月定例会で御答弁申し上げましたとおり、適切でないと認識しているところでございます。

来年度以降、公会計への移行までの期間における対策として、他の保護者の学校徴収金を充てることなく、適正な原資で業者への支払いが行えるよう、本定例会におきまして、公費貸付の予算案の御提案をさせていただいているところでございます。

一方で、修学旅行等の積立金の保管額を年度当初の教材費の支払いに充てることにつきましては、令和5年度から教育委員会事務局において、全小・中学校の全学年より徴収した学校徴収金を一括して管理し、学校徴収金全体の中から支払いを行う運用を

開始しているため、目的外流用や不正流用には当たらないものと認識しておりますことから、システムの操作、運用に関するQ&Aに盛り込んだものでございます。

また、令和8年2月13日付の文書につきましては、今年度において未納金の取扱いを是正するまでには至らなかったことから、事務を滞りなく執行するに当たり、やむを得ないものであると判断し、学校教育室長の承認の下、文書を発出したものでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

(36番藤木議員登壇)

○36番 藤木栄亮議員 これも当該利害関係者の保護者にまだ説明をされておられませんので、この件については必ず説明するよう責任義務が生じるということをお伝え申し述べておきます。

次、今もなお、ホームページで堂々と公開し、2月13日の通知についても指示している、新年度への教材費の払出し、つまり新入学生の教材費や遠足代を在校生の積立金や教材費余剰金相当で賄う運用は、保護者のお金を他の関係ない子供のために一時的であれ使えという目的外使用の指示であり、明確な債務不履行です。単純な未納立替えの指示ではありません。

来年度の公費貸付予算を求めているのなら、なぜ今違法な繰越し指示をやめさせて貸付金で対処しないのでしょうか。特定の目的外使用をかばうためにシステム全体をゆがめているのではありませんか、お答えください。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 年度当初の校外学習等の施設使用料や電車賃等の支払いに当たりましては、学校徴収金の第1期分の納期前であることから、修学旅行等の積立金を充てる運用をしております。

これは、学校徴収金の支払い時期の平準化による保護者負担の軽減のための運用であり、在校生の全校全学年の学校徴収金を一括管理する現在においては違法ではないものと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 これも新入生の分を私たちのお金で使っているんだということを必ず説明してください。

次、改定された学校管理運営規則に戻ります。第4条により、室長等には学校勤務の事務職員が充てられます。これらの職員には分任出納員の発令はあるのですか。発令がないまま金銭管理を担い得る法的根拠は何なのでしょう。

また、室長を府費負担職員とする場合、その発令には地方教育行政法施行令第7条の3により、府教委の同意義務があります。しかし、令和8年1月14日付しゅかんおしらせでは、教育委員会が指名と記載しています。府の事務義務を無視していませんか。そもそもこんな違法規定を基にした業務を行う共同学校事務室を議会中につくり、ましてまた議会中に要綱行政をたくらむような状態で共同学校事務室長の発令を府教委に打診するなど、吹田市の恥をさらしに行くも同然です。

権限なき職員に督促させるか、違法に私金を管理させる、それも市が単独で府の同意なく発令させる室長の下で行うと職員に広報する。地方自治法第2条第16項違反であり、地方公務員法第32条が求める適法な業務発令とは言えません。業務内容についての見解を求めます。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 出納員の発令につきましては、公金の取扱いに対して必要なものであり、私会計である学校徴収金におきましては、発令の必要がないと認識しております。

また、府の同意義務につきましては、共同学校事務室を設置し、同室の室長及び職員に府費負担教職員を充てる場合、大阪府教育委員会の同意が必要となりますので、関係書類を府へ提出しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 指揮命令能力の欠缺と予算矛盾についてお伺いします。

学校徴収金について伺います。9月議会で繰越金が突出して大きい学校に指導する、11月議会でも必要な指導を行うと答弁されました。4月当時の繰越金率40.1%、過大徴収分約3億円、9月議会から半年、1人当たりの滞留額は改善されましたか。

さらに業務データに疑義があります。令和4年9月の文教市民委員会で教育委員会は、削減効果を学校徴収金で年間約3,000時間と答弁。しかし、令和7年3月に提示された教員の働き方改革推進プランでは同じ業務を3万8,256時間としています。実に12.75倍です。3,000時間が正しければ、3万8,256時間は虚偽データ、逆なら令和4年答弁が虚偽です。校長すら統制できず、金銭管理に要する業務時間もまともに算出できない教育委員会が、年間10億円を適正管理できると主張する根拠は何ですか。現在の滞留額とともにお答えください。

なお、行政解釈をお示しのつもりなら、法の枠を超える行政通知は平成12年の第1次地方分権一括法施行時に無効となっていることを申し添えます。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 学校徴収金の繰越額につきましては、昨年度に多額の繰越額が発生した学校に聞き取りをしたところ、第4期分以降の徴収を取りやめるなどの措置を取ったものと聞いておりますが、3学期の支払いを終えた段階でなければ、繰越額を集計することができないため、現時点ではお示できません。

次に、令和4年（2022年）9月の文教市民常任委員会において、担当者が年間約3,000時間と御答弁いたしましたのは、主に学校事務職員の担う業務の削減見込み時間数であり、令和7年3月の教員の働き方改革推進プランで3万8,256時間と記載しておりますのは、教員の削減目安時間数であることから、それぞれ異なる対象の業務削減見込み時間数となります。

令和10年度の学校徴収金の公会計化に向け、これまで御指摘いただきました様々な課題を踏まえた上で、適正な管理と執行に努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 学校徴収金が条例無用の私会計、私人の事務なら、教職員が勤務時間中に処理するのは地方公務員法第35条の職務専念義務違反ではないのでしょうか。完全な私人としての事務であり、年間約4万時間の処理も24億8,000万円もの一括システム投資も、市が公費を負担する法的根拠が完全に消滅します。公的な業務でないと言い張る以上、公費や公務員の時間を投じる正当性は完全に失われております。公的な業務だからこそ削減が改革の成果になる。だからこそ、早期の条例適用を認めるべきです。

12月議会で早期の条例化を約束しつつ、令和10年度施行へと先送りする一方で、24.8億円のシステム投資効果については、令和4年時に、事務職員3,000時間分とし、今回は教員3万8,256時間へと喧伝するのは、同じシステム変更の成果を時期と範囲をすり替えて二重計上しているわけではありませんか、お答えください。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 学校徴収金は私会計として管理しておりますが、吹田市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第18条に基づく別表において、事務職員の標準的な職務内容として定め、公務として位置づけております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 児童部にお聞きします。今議会に提案され議決された補正予算第8号、物価高騰対策支援金としてゼロ歳から18歳までの市民に一人1万円を支給するとした提案理由をお答えください。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 物価高対応子育て応援手当の追加支給につきましては、長引く物価高の影響を強く受けている子育て世帯に対して、広く迅速に支援を行う必要があると判断して実施するものでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 教育長にお聞きします。余剰金の滞留額は約3億円、小・中学生は3万人なので、平均すると一人1万円、今回の支援額と同じです。市が右手で渡す1万円を教育委員会が左で握ったまま。市の子育て支援策が不作為で滅殺されています。

市長は一刻も早く、物価高騰で困窮している子育て世代に1万円を支給するべきとの決断をされました。私もその考えに賛同いたします。学校徴収金における一人1万円にも上る余剰金も同様に一刻も早く返還するべきです。

教育委員会は吹田の子育て世代はそれほど困窮していないという判断から、滞留金を教育委員会口座に眠らせたままなのでしょうか。市長の決断とのそごを問います。

○矢野伸一郎議長 教育長。

○大江慶博教育長 御指摘のとおり、物価高対応子育て応援手当の追加支給など、子育て世代への支援を行っている中、学校徴収金に多額の繰越金を生じるようなことがないように留意する必要があるものと認識をしております。

全校の決算状況を確認の上、新年度以降において可能な限り繰越額が生じることのないよう指導してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 ガバナンスなき教育行政の損失補填にと、市民の血税貸付けを求める前に、滞留する過払い教材費約3億円を返金し、行政経営部が試算した2,700万円にものぼる消費税収を市に、府に、国に還流させるのが先決です。

そうすれば、貸付金分の予算は自然と市の財政に入ります。教育長、明確な答弁を求めます。

○矢野伸一郎議長 教育長。

○大江慶博教育長 保護者の皆様からお預かりしている学校徴収金には、教材費のほか修学旅行等の積立金も含まれております。そのうち、教材費の繰越金につきましては早期に解消が図られるよう、様々な機会を捉え、指導してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 積立金も学校がしないといけないのかという、各御家庭に任すという方法もあるし、もう既に二、三校は学校を通さず旅行者と直接の取引、制服みたいな形でやっているとこもあるので、そういう形でまた他の学校も直接の取引ということを推奨していただければと思います。

次の質問に移ります。選挙関連。

期日前投票が増加しているにもかかわらず、他市に比べて期日前投票所が少ないと考えます。

一般の総選挙において1時間以上の待ちが発生し、極寒の中とても待てないので投票を諦めた市民がいると仄聞しています。電車代も無駄になりました。現場の職員も対応に大変苦慮していたと仄聞しております。早急な措置が必要です。

皆様に配付した資料にもあります類似都市のように、公的施設であるコミュニティセンター等で期日前投票所を設けるべきと考えますが、辰谷副市長の見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 選挙管理委員会事務局長。

○杉原博之選挙管理委員会事務局長 まず担当から御答弁申し上げます。

本市における期日前投票者数は増加傾向にあり、去年の参議院議員通常選挙や直近の衆議院議員総選挙におきましては、投票まで1時間を超える待ち時間が発生する状況となっております。

また、本市の期日前投票所の数は、近隣の同規模自治体と比較して少ない状況であり、今後も期日前投票所にて投票される方が同水準で見込まれることから、期日前投票所について増設の必要性を強く感じているところでございます。

期日前投票所の増設に向けた検討に当たっては、御提案のありました公的施設等、設置に必要な条件を満たす施設の把握に取り組むとともに、期日前投票所の設置、運営に必要な人員体制や予算等につきましても、精査してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 辰谷副市長。

○辰谷義明副市長 直近の選挙における期日前投票所の混雑ぶりにつきましては、担当からの報告に加え、市役所本庁ロビーでの長蛇の列を実際に確認するなど、大きな課題であると認識しております。

期日前投票所につきましては、先ほどの担当の答弁にもあったとおり、設置箇所を増やすことも含めた課題の解決が必要と認識しており、コミュニティセンターなどの市民がふだんからなじみのある施設に設置するなど、投票環境の充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 よろしく願います。

次、ボートレース関連。皆様に配付した資料にもあります去年のすいたフェスタでスプラッシュバトルトラックが242名の体験者で大盛況でした。今年のスいたフェスタでも市民のために呼ぶべきと考えますが、見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 すいたフェスタ2025に出店いただいたスプラッシュバトルトラックにつきましては、最大110分待ちで、多くの来場者に御好評をいただきました。

ただいまの御提案につきましては、すいたフェスタ実行委員会に共有し、多くの市民に楽しんでいただけるよう、前向きに検討してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 これ、全国に2台しかないの、当日の予約というかですね、抽せんになったら当たるか当たらないか分からないんですけど、申込みのほうはよろしく願いをしたいと思います。

次に、日本財団経由の助成金について、市内の団体が多額の助成金を受けている事業があります。これも皆様に配付をいたしました。

これは、ボートレースの普及、発展に力を入れている吹田市として、格好のPRのネタになると考え

ますので、吹田市のホームページで公開してはいか
がでしょうか。これも辰谷副市長の見解をお聞かせ
ください。

○矢野伸一郎議長 総務部長。

○山下栄治総務部長 まず担当からお答えいたしま
す。

公益財団法人日本財団による助成金につきましては、ボートレース事業の収益金を基に、国内外の社会課題解決に取り組む公益活動団体への事業支援を行っているものでございます。

本市で活動されている公益活動団体の取組につきましては、同助成金を活用して実施されていることが確認できるものであれば、本市ホームページに当該取組を掲載できるよう、関係部局とも調整しながら進めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 辰谷副市長。

○辰谷義明副市長 担当部長から御答弁させていただきましたとおり、市ホームページにて必要な情報を掲載できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

(36番藤木議員登壇)

○36番 藤木栄亮議員 ちょっと時間がありますので、市長はですね、今ボートレース企業団といいますが今で言う企業庁、当時、多分管理者も御経験で、今でも副企業長として定例会とか御出席して、こういう仕組みっていうのはもうよく御存じだと思います。

今後ですね、今、2030年と言われておりますが、IRのところにカジノができます。これは公営ギャンブルではないんですけれども、大阪府と大阪市がその収入源があるということで、なかなかこれ、法律もあって、ここを各市町村にボートみたいに交付金というか、下ろしてくるので、なかなかハードル高いのかもしれませんが、例えばこういう日本財団みたいな受皿をつくるとか、府を通さずに直接事業者にかついった何か大阪府・市以外の自治体に貢献できるような地域貢献できるようなことはないかということ、当時、ボートレースの16市、箕面市を入れて17市だけでもいいんですが、こういう前例、

事例ありますということで、今後、何かそういった市長会等で提案できるようなことがあれば、このIR、またカジノのほうも府民に理解していただけるんではないかということ意見を申し添えまして、質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 23番 清水議員。

(23番清水議員登壇)

○23番 清水亮佑議員 大阪維新の会、清水亮佑です。個人質問させていただきます。

保育園における事故発生時の医療費処理ルールの明確化について質問いたします。

まず、日々子供たちの命と成長を支えてくださっている現場の保育士の皆様に心から敬意と感謝を申し上げます。

限られた体制の中で安全確保に尽力されていることは広く共有されるべき事実であります。その上で申し上げます。事故は望ましいものではありませんが、子供が主体的に活動する以上、一定のけがが生じ得ることも現実です。重要なのは未然防止の努力とともに、発生後の対応が明確で公平であり、保護者にとって分かりやすい制度になっているかどうかであります。

現在、園内でけがが発生した場合、園が医療機関へ同行し、健康保険証等を使用して受診し、その後、立替精算を行う運用が一般的です。しかし、なぜ個人の保険を使うのか分かりにくい。なぜ保護者が返金手続を行うかという声もあります。事故後、事務手続が心理的・時間的負担となっている点は看過できません。また、園ごとに保険加入の状況や精算方法が異なれば、対応の差が生じ、不公平感につながるおそれもあります。事故対応は医療行為だけでなく、制度運営や説明責任など含めて整備されるべきだと考えます。

そこで、以下について市の見解をお伺いします。

保育中の事故において、個人の健康保険証やマイナ保険証及び医療証を使用する現在の運用について市としてどのような法的整理をしていますか。

二つ目、保育施設の管理下での事故であるにもかかわらず、まず個人保険を使用する制度上の根拠は何かを教えてください。

各園が加入している施設賠償責任保険や傷害保険との関係について、市として統一的なガイドラインや標準的な事務フローは存在するのか、教えてください。

医療費の最終的な負担主体及び精算方法について、園ごとの対応差はないのか。また、市として実態を把握しているのかどうか、教えてください。

5番目、保護者が医療機関へ再度出向くことなく精算が完結する仕組み、例えば直接精算方式などについて、医師会と協力して市として検討する考えはあるのか、教えてください。

事故発生時の医療費処理の流れや説明方法について、保護者向け様式の標準化や周知の強化を図る考えはあるのか。事故が起らないことが最も重要ではありますが、万が一の際にも保護者に過度な負担や不安が生じない制度設計こそが子育て支援の充実につながるものであります。市の明確な見解と今後の方向性を求めます。

続きまして、山五小学校跡地の有効活用についてお伺いします。

山五小学校は長年にわたり地域に親しまれてきた学び舎であり、その跡地は単なる空き地ではなく、吹田市全体にとって貴重な公共資産であります。

私のもとにも、山五地区の皆様から御意見いただいておりますが、特に印象的であったのは山五地区だけの施設としてではなく、吹田市全体の資産として有効活用してほしいという声であります。地域エゴではなく、市全体の将来に資する活用を望む非常に成熟した意見であり、市としてもこの姿勢を真摯に受け止めるべきだと考えます。その観点からお伺いします。

市全体の資産としての位置づけについてです。山五小跡地は、跡地を吹田市全体の資産としてどのように位置づけて検討しているのか。単なる地域施設にとどまらず、市全体の子供や若者が利用できる教育・文化拠点、市内外から人を呼び込む交流拠点、産学連携や地域産業振興につながる施設、広域的な市民活動や防災機能といった広い視野での戦略的活用をどの程度検討しているのか、市の基本的方向性を明確にお示しください。

二つ目、基本方針決定までのスケジュールについてお伺いします。

基本方針決定までの具体的な工程とスケジュールをお示しください。庁内検討段階、市民意見募集の時期、基本構想の公表時期、議会への報告時期などをできる限り具体的にお示しいただきたいです。

また、短期的な暫定利用と長期的な本格整備をどのように整理し、段階的に進めていく考えなのかについてお答えください。

三つ目、地域住民の意見をどのような手法で反映させるのか。説明会の開催にとどまらず、多世代で意見をどのように吸い上げるのか。また、地域の声と市全体の最適解が一致しない場合、どのような判断基準で最終的な方向性を決定するのか。市の基本姿勢を明確にお示しください。

最後に、市全体の最適の観点と持続可能性についてお尋ねします。

跡地活用の判断軸は地域要望の充足なのか、それとも市全体の将来価値の最大化なのか、その意思決定の軸を明確にお示しください。また、整備費だけではなく、将来的な維持管理費や運営コストを含めた財政負担の見通しはどの段階で示されるのか、持続可能な運営をどのように担保していくかについても併せてお答えください。

三つ目です。保育施設における再発防止と警備体制強化の具体的支援についてです。

先般、市内教育・保育施設に関連する事案が発生し、多くの保護者が不安を抱かれました。日々、子供たちの安全確保に尽力されている現場の先生方にとっても重い出来事であったと受け止めております。

現在、関係機関で対応が進められているところであり、個別の事実関係について本会議で論じることが差し控えますが、しかし本市に問われているのは再発防止を理念にとどめず、具体的な制度としてどう強化するのかという点であります。

防犯対策には、壁やフェンスなどの構造的対策に加え、警備体制という運用面の整備が不可欠です。少数の施設が民間警備会社と契約し、緊急通報装置や駆けつけサービスを導入していますが、月額数万円の費用は年間数十万円規模となります。決して軽

い負担ではありません。子供の安全対策が各園の経営努力に委ねられていいのでしょうか。

そこで、警備会社との契約費用について月額数万円を上限とする補助制度の創設を検討すべきではないでしょうか。全体予算規模から見れば過大な負担ではなく、保護者にとって大きな安心につながります。単発の整備補助ではなく、継続的な警備体制を制度として支えることこそ、実効性ある再発防止策でありますし、本市が安全対策を推奨ではなく、制度として位置づける覚悟はあるか問います。

一つ目、市内保育施設における警備会社との契約状況を把握しているのか、教えてください。二つ目、警備会社との契約費用について月額数万円を上限とした補助制度の創設を検討する考えはあるのか、教えてください。三つ目、警備体制を持続的に支えるための制度設計を行う考えはあるのか、教えてください。

四つ目、福祉指導監査室の保育認可についてお伺いします。

保育所の認可は子供の命と安全を預かる極めて重大な行政判断であります。同時に認可後も基準遵守が継続されていることを厳格に監督する責任が市にはあります。

一般論として行政指導が複数回行われる事例があることは否定できません。多くの園が改善に努めておられることは承知しておりますが、仮に不十分な状態が続くのであれば、監督権限の実効性が問われます。

問題は児童福祉法に基づく改善命令や認可取消しがどのような基準で判断されているのかという点です。特に、保育の受皿が十分とは言えない状況において、転園先の確保の困難さを理由に、認可取消しが事実上困難となる構造がないのか、この点は極めて重要であります。

もし、取消しが実質的に選択肢となり得ない運用であれば、制度設計上の問題でありますし、基準を誠実に守り、コストをかけている園が不利になります。指導を受けながらも運営を継続できる園が有利になる構造が生まれかねません。これは制度の公平性、ひいては保育の質の担保に直結する問題であり

ます。

さらに、認可の入り口において利用契約や重要事項説明など、基本的な契約関係が適切に整備されていない事業者があるとすれば、本来は認可段階で是正されるべきではないでしょうか。契約未整備は事務的な不備ではなく、保護者保護、利用者の権利保護の問題です。

入り口審査が形式的に確認にとどまっているのであれば、それも制度上の課題と言わざるを得ません。

私は取消しを求めているものではありません。しかし、取消しが事実上できない構造があるならば、それは監督制度の空洞化につながります。監督権限の実効性と受皿確保をいかに両立させるのか、本市として保育の質をどのように制度として担保していくのか、市の明確な見解を求めます。

一つ目、認可後、行政指導が複数回行われた場合、改善命令、業務停止、認可取消しに至る判断基準は条例、要綱等により明文化されているのか、またその内容はどのように整理されているのか、教えてください。

当該判断における行政裁量の範囲は法的にどのように位置づけられているのか、客観性、一貫性を担保する仕組みはあるのか、教えてください。

在籍児童の転園先確保が困難であることを理由に、認可取消しの判断に影響を与える運用は存在するのか。存在する場合、その考え方がどのように整理されているのか、教えてください。仮に、認可取消しが事実上困難となる構造がある場合、それは監督権限の実効性を弱め、結果として、保育の質の担保に影響を及ぼす懸念があると認識しているのか、教えてください。

行政指導を受ける事業者と監査や基準を遵守している事業者との間で不公平な経営環境が生じないよう、市はどのように制度上の公平性を担保しているのか、教えてください。

認可申請時に保護者との利用契約書、重要事項説明書等の整備状況について、どの範囲まで実質的な確認を行っているのか。形式的な確認にとどまらない担保措置はあるのか、教えてください。

契約関係が不十分または不適切である場合、認可

段階で是正を求める明確な基準や運用ルールは存在するのか。存在する場合、その具体的な対応プロセスは何か、教えてください。

認可取消しに至る前段階において、改善期限の明確化、公表措置、受皿確保計画の策定など、段階的措置を制度として整理するお考えはあるのか、教えてください。

以上を踏まえ、本市は認可制度を形式的な基準充足の確認と位置づけているのか、それとも保育の質の担保を最終目的とする制度として設計しているのか、その基本的な見解を教えてください。

以上で1回目の質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 まずは児童部から答弁申し上げます。

児童の通院は原則として保護者同伴の下、実施しており、公立園では保険証等はお預かりしておりません。緊急の場合は保護者の同意を得て職員で受診対応しておりますが、その費用につきましては追って保護者で精算いただいております。

次に、保育中の事故等における保険対応につきまして、公立園では独立行政法人日本スポーツ振興センター法に規定する災害共済給付制度に加入しており、同制度で示す手続にのっとり受診対応しております。

また、各園が加入している各種保険につきましては、公立園では、施設管理や事業遂行上の不測の事態に備えて加入しており、事故等が発生した場合には速やかに庁内関係者に報告した後、各種保険会社の定める手続に従い、適切に処理しております。

私立園につきましても各園の判断に基づき適切に実施されているものと認識しておりますが、市として統一的なガイドライン等は定めておりません。

次に、医療費の負担主体や精算方法につきまして、公立園は全園同様に取り扱っており、実態についても把握いたしております。

私立園につきましては、保険の加入状況は確認しておりますが、実態につきましては把握いたしておりません。

続きまして、医療費の精算スキームについて、現

在は各施設の責任において対応されておりますことから、この取扱変更の検討は行っておりません。

公立園での保護者への事故発生に伴う医療費手続の処理につきましては、不測の事態に備えるため、入園時や年度初めに資料等を用いて説明しております。また、事故発生時はその時々状況に合わせて円滑に手続を行っていただけるよう、丁寧な説明に努めております。

私立園の保護者向けのマニュアル等は作成していませんが、公立園の説明資料等を必要に応じて情報を共有してまいります。

続きまして、各保育所等の警備体制に係る契約状況と補助制度について答弁申し上げます。

保育所等の安全確保については公定価格に基づく給付費に加え、施設正門等で監視する人員のための経費に対する補助を市独自で行っており、令和6年度（2024年度）実績では、35施設で活用されております。

保育所等の防犯対策につきましては、不審者の侵入防止と職員の対応力の向上が重要であることを踏まえ、公・私立の園長会の間などを通じて、施設が求める対応策の把握に努め、効果的な支援の在り方について研究してまいります。

続きまして、保育所等の認可取消しにつきましては、事業者による重大な違反や改善命令に従わないなどの場合、違反内容の性質や、事業者による対応状況の経過などを勘案し、法に基づいて決定することとしており、対象施設の利用児童の転園先の確保の有無がこの判断に影響することはございません。

次に、保育所等における保護者等の利用契約書等の整備状況の確認につきましては、施設から定員、開園日、職員体制、負担額などの重要事項を規定した必要書類の提出を受けて、市として必要項目が網羅されているか、内容が事業計画と合致していることなどの確認に加え、職員による実地確認も行っております。

次に、保護者と施設間の不十分な契約に係る認可上の措置につきまして、これまで各施設において利用者と合意の下、個別に契約を行っておりますことから、今後におきましても事業者に対し、保護者理

解が得られるよう周知してまいります。

次に、認可取消し前の在園児童の転園などの措置につきましては、法令上、受入れ枠を確保することを義務づけられておりませんが、市として児童の最善の利益を確保する観点から、利用調整の公平性、透明性を確保しつつ、合理的かつ必要な措置を講じる必要があるものと考えております。

最後に、保育所の認可制度につきましては、利用する児童の安全や健康を守りつつ、保育の質の確保につながるための公的な仕組みであり、関係法令に基づき実施しております。

また、各施設の保育の質を担保するため、提出書類の確認はもとより、職員による実地確認や定期的な指導監査に加え、巡回相談なども行っており、引き続き保育の質の維持向上につなげてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 続きまして、学校教育部から御答弁申し上げます。

山田第五小学校跡につきましては現在、教育目的に係る施設として、中学校部活動等で利用しつつ、目的外利用として、地域活動等で御使用いただき、地域からの御意見にありますように、市全体にとっての重要な資産であると認識しております。

教育委員会といたしましては、まずは教育課題の解消に資する拠点としての可能性を軸に、先進事例の研究や協議、検討を進めているところでございます。

一方で、施設規模やニーズ、現在進めている施策との調整など、確認、整理すべき課題も多く、現時点におきましては、具体的な活用案やスケジュールをお示しできる段階には至っておりません。

今後、御提案をいただきました活用の視点を踏まえ、地域をはじめ、市民の意見聴取についての有効な手法も含めて、引き続き検討を進めてまいります。

また、持続可能な施設活用を図るため、方向性を決定する際には、関係部局との調整や、しかるべき庁内会議での確認を経るものであり、その上で財政負担の見通しについてもお示しできるものと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 続きまして、福祉部よりお答えいたします。

認可取消し等に至る判断基準につきましては、市の条例等ではなく、児童福祉法等においてその考え方が示されております。

内容といたしましては、違反の内容や重大性、改善状況の確認を行いながら、段階的に措置を講ずることとされており、児童の安全への影響も含め総合的に勘案し、個別に判断する仕組みとなっております。

次に、当該判断における行政裁量につきましては、児童福祉法等の枠組みの中で、合理性及び公平性を確保しつつ、施設の状況や児童への影響などを総合的に勘案し、最も適当である措置を個別に判断する裁量が認められております。

また、判断の客観性や一貫性は、担当部署内での協議や経過の記録、関係部署との情報共有を通じて確保する仕組みとなっております。

次に、認可取消しの判断は、在園児の転園先の確保状況を理由として困難になる構造ではないことから、保育の質の担保につながる監査権限の実効性はあるものと認識しております。

次に、制度上の公平性の確保につきましては、違反の程度に応じた段階的措置の実施や、同一基準の適用、判断の客観性及び一貫性の確保により図っているところでございます。

また、監査を受けた事業者には必要な改善策を講じるよう求めており、改善されない場合は、継続的な監査対象として頻回な確認対応を求めることから、事業者には相応の実務負担も伴います。このような仕組みの中で、基準の遵守状況が、事業者間の経済環境の不公平につながるものではないと認識しておりますが、制度の公平性の確保に向け、より一層着実に取り組んでまいります。

最後に、認可取消しに至る段階的措置につきましては、法令等において枠組みが定められておりますが、その運用は違反の内容や児童への影響などを踏まえ、個別に判断することが前提とされております。

改善期限の明確化や公表措置等は、事案に応じた対応が必要となることから、画一的な制度として整理することは慎重に対応すべきものと考えております。そのため、まずは認可取消しに至る段階的措置において、引き続き客観性及び一貫性の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 23番 清水議員。

(23番清水議員登壇)

○23番 清水亮佑議員 議長のお許しを頂きまして、2回目は意見とさせていただきます。

各部署、長い答弁ありがとうございました。ぜひお水を飲んでから、また喉を潤しておいてください。

保育園における事故発生時の医療費処理ルールの明確化についてのところなんですけども、公立園において制度に基づき、適切に対応されていることは理解いたしました。また、事故発生時には丁寧な説明に努められておられることも確認いたしました。

一方で、私立園の実態について市として詳細までは把握していないとのことでありました。保育実施主体は各施設であるとはいえ、事故後、医療費処理は保護者の安心感にも関わる部分であります。制度を直ちに変更するというのではなく、少なくとも市として一定の考え方を整理し、公私間で情報共有を図ることは保護者にとっての分かりやすさにつながるのではないかと感じております。万が一の際にも安心できる仕組みづくりの視点を、今後の検討の中で意識していただくことを申し上げ、意見といたします。

山五小学校跡地の有効活用についてです。山五小学校跡地の有効活用は単なる跡地利用の問題ではありません。吹田市の将来像を象徴する重要なプロジェクトであると私は考えます。目先の利便性や当面の対応にとどまらず、10年後、20年後、都市価値を見据えた戦略的な検討が求められています。

一方で、検討を続けること自体が目的となり、方向性が示されないまま時間だけが過ぎていくことは市民にとっても、市にとっても大きな損失であります。期限を置かず検討を続けるという姿勢は、結果として問題を先送りしているのと同じであります。

山五小跡地は市全体の資産です。だからこそ、一定の時間軸を持ち、責任ある議論を進めるべきであることを強く申し上げて、私の意見とします。

保育施設における再発防止と警備体制の強化の具体支援についてです。

市独自の監視員に対する補助を行っておられることまた、35施設で活用されていることは評価いたします。安全確保に対する市の姿勢は一定理解いたしました。

しかしながら、防犯体制は一つの手法で完結するものではありません。人的配置による監視と警備会社との契約による緊急通報・駆けつけ体制は、その性質も役割も異なります。

前者は抑止であり、後者は即応であります。どちらか一方ではなく、両輪で整備することが今後求められる水準ではないでしょうか。また、研究していくという答弁ではありましたが、子供たちの安全に関する課題は、できる限り早期に方向性を示すことが重要ですので、よろしく願います。

福祉指導監査室の保育認可についてです。

御答弁では法令に基づき、適切に判断しているとのことでありました。しかし、総合的に判断する、個別に対応するという運用が続く限り、その基準の実効性と透明性は常に問われ続けます。許可制度は形式的な基準充足の確認ではなく、保育の質の担保を最終目的とする制度であるべきです。もし、取消しが事実上困難となる構造が少しでも存在するのであれば、それは監督権限の空洞化につながりかねません。そして、何より、監査や基準を誠実に守り、安全対策や人員配置に責任を持って取り組んでいる事業者が報われる制度でなければなりません。守っている事業者が報われない制度では、保育行政の持続可能性は担保できないと強く申し上げます。

制度は理念ではなく、運用によって信頼を得るものです。実効性と透明性のさらなる向上を強く求め、私の意見とさせていただきます。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○矢野伸一郎議長 2番 梶川議員。

(2番梶川議員登壇)

○2番 梶川文代議員 市民と歩む議員の会、梶川です。質問を始めます。

まず、本市の予算規模について。

もう年々膨らんでいます。令和8年度予算も過去最大となっていますが、本市と同規模程度の他市との予算規模の比較や状況把握とかはしているのでしょうか。しているのであればお聞かせください。

なお、一般会計だけを見ても、4年前の令和4年度の一般会計予算よりも20%以上、金額にして300億円以上増えています。また、債務負担行為に基づく当該年度以降の支出予定額もかなり膨らんでいて、これも4年前より65%以上増えている。その財源内訳のうちの地方債の金額については倍増となっていますが、この間、どのような要因や理由があったのか、各年度の金額及び前年度の差額、決算状況なども併せてできるだけ詳しくお聞かせください。

あと、令和4年度からの市債残高と積立基金残高の推移についても、決算状況も併せて聞かせてください。

それと、人件費について。これも4年前から見ると明らかに増加している。その主な要因は人事院勧告に基づく給与改定等であるということは理解しておりますが、一方では民間委託も進めているにもかかわらず、4年前と比べ短時間勤務職員数は減っていますが、全体人数も会計年度任用職員数も増えていますので、この間に民間委託化した担当課職員数等の人数の変化や、一般職、会計年度任用職員、短時間勤務やアルバイトなどの別に、各年度の人数及び給与費等の金額についてお示しください。

それと、昨年8月14日に開催された政策会議。開催時刻は午前11時から午前11時45分のたった45分間の間で、令和8年度から令和12年度の実施計画策定及び予算編成の方針についてお定めになられたその会議で出されていた資料の中に、これまでの枠配分に代えて、部局別上限額（一般財源ベース）を設定するとありましたが、この部局別上限額を設定したのは誰なのか、その理由と積算根拠をお示しください。

なお、この部局別上限額断トツのナンバーワンは児童部の155億3,495万4,000円であり、2番手の福

祉部の94億3,258万7,000円の何と1.6倍以上です。そして、3番手が健康医療部87億9,789万9,000円、4番目は、学校教育部71億4,734万6,000円で、5番目は環境部、6番目は地域教育部、7番目は都市魅力部、そして工事件数等多いだろう土木部が27億3,051万7,000円で8番目でしたが、この方針では、まずは部局単位に必要な予算を精査の上、事業の優先順位をつけ、部局別上限額の範囲に収めることとありますので、各部局がつけられた優先順位、具体的な事業名も含めお聞かせください。

また、どのような精査をして事業の優先順位をつけられたのかなども併せて全部局にお伺いしたいところですが、今申し述べた部局別上限額、上位8番目までの部にお伺いをいたします。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 まずは行政経営部より御答弁申し上げます。

まず、新年度の予算規模に係る比較でございますが、本市を含む近隣中核市5市の一般会計予算案の総額は概数で金額の大きい順に、尼崎市2,472億円、西宮市2,214億円、豊中市2,069億円、本市1,820億円、高槻市1,512億円、今年前半に市長選予定の豊中市と西宮市は前年比マイナス、そのほかの3市がいずれも前年比プラスとなっております。

市民1人当たり額は、5市の平均が約48万4,000円、本市は3番目の約47万1,000円でございます。

次に、令和4年度以降の一般会計の予算、決算の状況につきまして、金額の概数及び増加要因をお答えいたします。

当初予算額の前年度比は、令和4年度の1,511億円から、令和5年度は52億円増の1,563億円、令和6年度は145億円増の1,708億円、令和7年度は96億円増の1,804億円、令和8年度は16億円増の1,820億円でございます。

歳出決算額では、令和4年度の1,568億円から令和5年度は48億円増の1,616億円、令和6年度は169億円増の1,785億円でございます。

各年度の主な増加要因といたしましては、令和5年度では、総合防災センターの整備や低所得者支援給付金給付事業の実施、小学校給食費の公会計化に

伴う関連経費の皆増、令和6年度では、北大阪消防指令センターややまだこども園の整備、小・中学校や本庁舎の改修、佐井寺西土地区画整理事業の進捗による普通建設事業費の増、第2子保育料無償化、会計年度任用職員の勤勉手当支給開始、令和7年度では、前年10月の制度改正の影響による児童手当の増、令和8年度では、人件費及び公債費の増などがございます。

このほか、複数年度にわたる増加要因といたしまして、人事院勧告に基づく給与改定、物価、賃金、光熱費の上昇、報酬・公定価格の増額改定や対象者増等による給付費の増加がございました。

次に、市債残高及び積立基金残高の推移でございますが、一般会計の金額を概数で申し上げます。

市債残高は当初予算時点では、令和4年度から順に598億円、639億円、720億円、755億円、788億円で、決算時点では、令和4年度から順に571億円、606億円、697億円。

次に、積立基金残高は、当初予算時点では、令和4年度から順に225億円、197億円、217億円、234億円、268億円で、決算時点では、令和4年度から順に355億円、340億円、379億円でございます。

次に、令和4年度以降の民間委託等による職員定数の減でございますが、主なものとして、保育所民営化により令和5年度から2か年で18人、国保・後期高齢者医療業務委託により令和7年度に7人、市民課業務委託により令和8年度に7人、計32人がございます。

このほか、保育士配置基準の見直し等の新たな行政需要への対応や、ワーク・ライフ・バランス向上を図るための増員も行っておりまして、全体ではおおむね横ばいで推移しております。

次に、予算の部局別上限額についてでございますが、各部局の前年度当初予算における物件費、維持補修費、扶助費、補助費等に係る一般財源額をベースにいたしまして、各年度の臨時的経費や性質ごとの伸び率を加味したものでございます。

算出は行政経営部で行い、昨年8月の政策会議において決定をしたものでございます。経常経費の伸びが顕著である近年の現状を踏まえ、あらかじめ物

価上昇や利用者数の増を見込みつつ、各部局マネジメントの下、その範囲での予算積算に努めていただくこととしたものでございます。

行政経営部からは以上でございます。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 次に、都市計画部から御答弁申し上げます。

令和4年度（2022年度）以降の債務負担行為の状況につきまして、金額の概数及び増減要因をお答えいたします。

各年度の当該年度以降の支出予定額及び前年度比較でございますが、令和4年度は746億円、令和5年度は779億円で33億円の増、令和6年度は847億円で68億円の増、令和7年度は1,201億円で354億円の増、令和8年度は1,235億円で34億円の増でございます。

次に、財源内訳における地方債の金額は、令和4年度は93億円、令和5年度は155億円で62億円の増、令和6年度は141億円で14億円の減、令和7年度は230億円で89億円の増、令和8年度は228億円で2億円の減でございます。

また、令和4年度と令和8年度の金額を比較いたしますと、当該年度以降の支出予定額につきましては、総額で489億円増加しており、主な要因といたしましては、中学校給食調理等業務、資源循環エネルギーセンター延命事業に係るプラント設備工事、佐井寺西土地区画整理事業に係る阪急千里線立体交差等工事などを新たに追加したことによるものでございます。

同様に、財源内訳における地方債の金額につきましては、総額で135億円増加しており、主な要因といたしましては、資源循環エネルギーセンター延命事業に係るプラント設備工事、佐井寺西土地区画整理事業に係る阪急千里線立体交差等工事、上の川2期区間遊歩道基盤整備工事などを新たに追加したことによるものでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 総務部長。

○山下栄治総務部長 続きまして、総務部より、一般会計当初予算における職員数及び給与費等の推移に

つきまして御答弁申し上げます。

まず、正規職員につきましては、それぞれの年度の常時勤務職員数、再任用短時間勤務職員数、給与費等の順に、令和4年度が2,589人、20人、231億6,458万9,000円、令和5年度が2,598人、22人、226億2,701万8,000円、令和6年度が2,573人、18人、235億5,741万4,000円、令和7年度が2,571人、22人、235億9,719万9,000円、令和8年度が2,608人、13人262億5,034万2,000円でございます。

職員数はおおむね2,600人前後で推移しておりますが、給与費等は人事院勧告の影響や定年延長に伴う退職手当の有無などにより大きく変動しております。

次に、会計年度任用職員につきましても、それぞれの年度のフルタイム職員数、パートタイム職員数、給与費等の順に、令和4年度が387人、2,216人、50億5,860万8,000円、令和5年度が427人、2,455人、53億5,834万7,000円、令和6年度が496人、1,842人、65億6,115万4,000円、令和7年度が535人、2,047人、75億651万3,000円、令和8年度が522人、2,061人、74億3,284万2,000円でございます。

フルタイム職員数が増加傾向にある一方、会計年度任用職員数全体は、各年度に実施される事務事業の状況、特に選挙対応分の計上の有無によって2,300人台から2,800人台まで大きく変動しており、給与費等は制度改正に伴う処遇の改善によって大きく増加をしております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 次に、児童部から答弁申し上げます。

児童部では、発達支援保育等対策費の助成基準などの見直し、ひとり親家庭等支援事業における自立支援のための給付金の対象者要件の見直し、母子健診事業における5歳児健康診査の拡充、通園バス位置情報配信システムの導入及び児童育成支援拠点事業の実施など、優先度の高い取組を中心に整理したものでございます。

この整理に当たりましては、各室課で検討した案を基に、部長、理事及び各室課の管理職による協議

を経て、未実施とした場合の影響等を考慮し、優先順位を決定したものでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 次に、福祉部からお答えいたします。

福祉部におきましては、対象者の増加が見られる日中活動系や、訪問系等の障がい福祉サービスを提供した事業者への給付費、重度心身障がい者に対する医療費の助成、基準改定に関する最高裁判決を踏まえた追加支給を含む生活保護費、相談支援員を増員するくらしサポートセンターすいたに関する費用、地域包括支援センターの運営に関する費用、在宅生活の継続が困難な高齢者の入所措置に関する費用、地域福祉活動の推進のための重層的支援体制整備事業に関する費用など、優先度の高い取組を整理したものでございます。

精査といたしましては、まずは各室館において、それぞれの事業が人件費も含め、効果的かつ効率的に取り組まれているかを確認し、その検討結果を踏まえ、部内の室館長会議を2回開催の上、優先順位を決定したものでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 次に、健康医療部より御答弁申し上げます。

健康医療部におきましては、地方独立行政法人市立吹田市民病院の運営費負担金の見直し、同病院の医療情報システム等の更新に係る費用の貸付け、災害時医薬品等確保供給体制整備事業、HPVワクチン接種の個別接種勧奨年齢の引下げ、がんとの共生に関する取組についてなどについて、優先度の高い取組を中心に整理したものでございます。

精査につきましては、各室課で検討した案を基に、未実施とした場合の影響等を考慮し、部長、保健所長を含めた部内協議を経て優先順位を決定いたしました。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 つきまして、学校教育部か

ら御答弁申し上げます。

学校教育部では、吹田市教育振興基本計画（吹田市教育ビジョン）の重点課題である誰一人取り残されない学びの保障の推進、教員の働き方改革の推進に資する取組を軸に、学校教育環境の向上や保護者負担軽減など総合的に勘案し、優先順位の決定を行いました。

具体的には、不登校児童・生徒の支援として、校内教育支援教室の居場所サポーターの配置拡充、教員の働き方改革に資する取組として、ICTサポーターの業務委託、小学校への市費専科講師の配置、学習用端末更新等に係るヘルプデスク人員の増員、保護者負担軽減として、小・中学校給食費の保護者負担軽減などでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 次に、環境部から御答弁申し上げます。

環境部におきましては、国内初の製造工場の稼働が開始し、社会的な意義や注目度が高い持続可能な航空燃料（SAF）の啓発及び廃食用油回収促進業務や、市民生活に欠かすことのできない施設の維持管理事業である資源循環エネルギーセンター延命事業、当該延命事業に伴い、一般廃棄物収集運搬許可業者に補助を行う一般廃棄物処分費用補助金や、やすらぎ苑管理事業、また世帯数増加に伴う家庭系ごみ収集運搬委託料や、環境アセスメント対象事業の増加に対応する環境影響評価審査会委員報酬など、優先度の高い取組を中心に整理したものでございます。

精査につきましては、市民生活への影響や行動変容へのつながりの大きさなどを確認した上で、優先度を決めております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 続きまして、地域教育部から答弁申し上げます。

地域教育部の特色といたしまして、施設を多く所管しているため、施設の維持管理と運営に重点を置きつつ、市民サービスを安定的に供給することを念

頭に、地区公民館や自然の家の大規模改修工事、青少年クリエイティブセンターの移転・集約建て替えに係る基本構想策定支援業務、私立幼稚園、認定こども園での放課後児童健全育成事業、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善などを優先して、部内の予算案を検討したものでございます。

精査につきましては、部内で、継続事業の再点検や経費のさらなる削減を徹底し、新たな取組として実施すべき事業について、重要度に応じ、優先順位をつけて行いました。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 次に、都市魅力部より御答弁申し上げます。

都市魅力部におきましては、文化・スポーツ施設の安全の担保に関わる修繕や、指定管理委託料、中小企業デジタル化促進補助金の創設、中小企業ホームページ等作成事業補助金の拡充、吹田くわい普及啓発事業の拡充、学童農園助成金の拡充及びふるさと納税制度を活用した市内大学への活動支援制度の創設など、優先度の高い取組を中心に整理したものでございます。

精査につきましては、各室で検討した案を基に、未実施とした場合の影響等を比較衡量し、部内協議を経て優先順位を決定いたしました。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 最後に、土木部から御答弁申し上げます。

土木部におきましては、部局別上限額として示されたのは、経常経費となる維持管理費や事務費等の費用であり、工事などの普通建設事業費は別に予算要求を行っております。

維持管理費等の内訳としましては、道路、公園などの社会インフラの維持管理経費や土木部が所管する施設の維持管理経費、公園の指定管理委託料など、必要な維持管理費やそれに係る事務費などが経費の大半を占めていることから、優先順位を特別につけることはしてありませんが、自転車利用環境整備計画の改定や、第3次みどりの基本計画の策定も含め

た予算としております。

精査につきましては、各事業におけるこれまでの実施状況、特に前年度の予算執行状況を踏まえ、各室で金額の精査のみを行い、部長、理事、各室長による協議、調整を経て、最終額としたものでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 2番 梶川議員。

(2番梶川議員登壇)

○2番 梶川文代議員 今八つの部から優先順位、御答弁頂戴してありますが、やはりそういうのは市民の皆さんにもっと広くお伝えするべきであって、各部としてのやはりアピール的な形でお伝えをすると。そういったことも今後考えていっていただきたいと思っております。

それと、児童部については、かなり多いんでなんですけど、総事業数は一体どれだけあるのか、お聞かせください。

あと、やっぱりぎょうさん予算もらえてるからなんか知りませんが、事業過多、仕事多過ぎ。その結果、疲労困ぱい、ぱつぱつで、近年児童部が頻発されている突然いきなりの唐突感あふれる事業提案など、それによつての混乱を招いて、丁寧に欠けたぞんざいでおぎなりになっている、そんな突然いきなりは今後やめていただきたい。事業全体についても見直すべきだと思います。お答えをください。

それと職員数について、横ばいと御答弁でしたが、民間委託して減った職員数を帳消しにする、その増要因についてお答えください。

それと、市債残高増え続けています。一般会計予算書の最終ページにもあるように、当該年度中起債見込額は、当該年度中の元金償還見込額のほぼ倍となっています。

借金できるうちが花とでも思っているのかと思わざるを得ないんですが、将来世代に過度の負担を残さないといった御答弁など、よく繰り返しておられますけど、既に十分過度な負担を将来世代に残している。言っていることとやっていることが真逆と言わざるを得ませんので、財政状況の見える化をすることも強く求め、御答弁求めます。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 まずは児童部から答弁申し上げます。

児童部が所管する事業数は総数で77事業でございます。これまで国の制度変更や新規事業等により事業数が増加した経緯がございますが、それぞれの事業の有効性や必要性などを検証して、必要不可欠なもの、再構築可能なもの、集約可能なものなどを整理し、現在の事業数、事業予算を提案させていただいているものでございます。

事業の実施に当たりましては必要な人員を配置して適切に執行しており、市民の皆様には各事業に応じて、パブリックコメントを含め適宜、適切なタイミングで情報提供することを心がけ、引き続き丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 続いて、行政経営部より御答弁いたします。

まず、職員定数についてですが、令和4年度から令和8年度にかけての主な増要因といたしましては、保育士の配置基準の見直しにより33人、病産育休の代替人員確保のための予備定数の拡充として25人、救急隊増隊と消防署員のワーク・ライフ・バランス向上のために16人、児童虐待等相談体制の強化のために5人、などがございます。

一方で、先ほど御答弁いたしました業務委託等に伴う32人の減員のほか、市民病院への派遣終了による11人減、北大阪消防指令センターの設置及び総合防災センター建設事業終了に伴う11人減、園児数の状況を踏まえた幼稚園の体制精査による6人減、市民サービスコーナー廃止による5人減などがございまして、定数としてはプラス・マイナスでおおむね横ばいとなっているものでございます。

次に、財政運営についてでございますが、第4次総合計画における基本方針の下、経常収支比率、財政調整基金残高、公債費比率、市債残高、赤字地方債、これらに係る五つの指標をはじめ、財政状況について、予算書、決算書、オープンデータ等に取りまとめ、ホームページや市報で公表をいたしております。

ます。

引き続き、総合計画の指標を適切に管理しながら、持続可能で透明性の高い財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 では、次、行きます。本市全体の建設事業と財源確保や優先順位などについて伺います。

うち、全体の建設事業費についてですが、これもかなり膨らんでいますけど、あの大枚はたいした南千里のDRCの建設が終わったので減るのかと思いきや、また増えているというのが現状ですが、ちなみに本市全体の市債の償還据置期間や償還予定などはどうなっているのか、市債償還のピークはいつ頃になるのかなど、できるだけ詳しくお聞かせください。

また、今の本市の建設事業の進め方は、市役所内部で自分たちだけで勝手に考えて進める、次々と突然いきなりで、一体何がしたいのか。説得力が欠けていると思うこともありますが、市民の皆様は御理解、御納得いただけるお金の使い方について、特に多額の費用を要する建設事業については、市民の皆様は声を聞くことや優先順位を明らかにすることが大事ですが、市が独走しているような現状の進め方では、市民の皆様は理解も納得もいただけないと思えません。一旦立ち止まって、お考えになるべきではないかと思えます。お答えください。

それと、本市と同規模程度の他市の建設事業の事業費額とか推進状況、あと市債や基金の繰入れなどの財源確保状況などの比較や、状況把握とかはしているのでしょうか。しているのであれば、お聞かせください。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 まずは市債の償還に係る据置期間につきましては、予算書では3年以内とお示ししておりますが、現状では全て据置期間1年で借入れを行っております。

また、償還予定につきましては、予算書では起債の目的に係る耐用年数の範囲内で、それぞれ償還期

限の上限をお示ししておりますが、最終的には借入時において借入先との協議により決定いたしております。

また、公債費の見直しについてでございますが、市民生活を支える公共施設やインフラ施設への老朽化対応等により、当面の間、市債発行額は高い水準で推移するため、金利の上昇傾向と併せて、今後も公債費は増加していく見込みです。

公債費のピークは実施計画でお示しをしている5年間の収支見通しで、令和12年度（2030年度）に約94億円となる見込みですが、引き続き総合計画における指標の動きを注視し、公債費を適切に管理するとともに、計画的な事業推進に努めてまいります。

次に、本市の建設事業の進め方についてでございますが、インフラ・プラント施設を含む公共施設の整備については、公共施設（一般建築物）個別施設計画をはじめ、施設ごとに策定している各種計画に基づき、長期的な見直しを立てております。

また、その他のまちづくり事業なども含めて実施計画及び予算において、具体化を行う際には、庁内協議と併せ、必要に応じて企画会議や公共施設最適化推進委員会などの庁内会議においても方向性の確認を行うなど、事業実施に向けて適切に意思決定を行っております。

次に、建設事業の事業費等に係る近隣中核市の状況についてお答えをいたします。

議会提案段階の令和8年度一般会計当初予算額に基づく概数で申し上げますと、本市普通建設事業費は171億円で予算額に対する割合は9.4%、財源内訳における市債は86億円、基金繰入金は26億円。豊中市の普通建設事業費は109億円で、予算額に対する割合は5.2%、財源内訳における市債は44億円、基金繰入金は8億円。高槻市の普通建設事業費は140億円で予算額に対する割合は9.3%、財源内訳における市債は41億円、基金繰入金は38億円。尼崎市の普通建設事業費は215億円で予算額に対する割合は8.7%、財源内訳における市債は90億円、基金繰入金は29億円。西宮市の普通建設事業費は222億円で予算額に対する割合は10.0%、財源内訳における市債は122億円、基金繰入金は6億円でございます。

なお、他市の具体的な事業の進捗状況等については把握をしておりません。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 他市の状況を私も詳しく調べる時間はなかったんですけども、本市みたいに民営で、言うたら本市の普建事業としないで行っているとかいうような事も、事例も少なかったということは申し上げておきます。

あとは、市債の償還予定をやっぴりもっと念頭に入れて建設事業の計画はするべきだと申し上げます。見解求めます。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 現在進めているまちづくり事業や公共施設の老朽化対応につきましては、市民の利便性や安全性を確保する上で必要不可欠な取組であり、先送りすることはできません。これらの事業の実施に当たりましては、国・府支出金や各種基金を最大限活用するとともに、市債を発行する場合におきましても、交付税措置のあるメニューから優先的に借入れを行うなど、当該年度及び後年度の財政負担の抑制に努めているところでございます。

市債発行額の増加に伴い、公債費の上昇傾向が続く見込みではありますが、5年間の収支見通しにおける公債費の動きや、それに伴う総合計画における指標の動きを注視してまいります。

引き続き、財政の健全性の維持と将来への必要な投資の両立を図りながら、持続可能な財政運営に努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 次にいきます。まず、去年お配りいただいた実施計画と、今年の議会初日に議場にお配りくださったこの実施計画、これ、見比べて気づいたことを申し上げますと、ゼロベースで見直しをされたんだとは思いますが、ほとんどの事業の各年度の金額が塗り替わっていて、昨年度からの継続性はないと思えるのが多かったということや、

金額が入れ替わっていて、本格実施の時期がずれたのかなと思えるような事業も散見され、実際のところの進捗状況などが大変分かりづらいものとなっておりますので、令和7年度までに予定していたことができていなかった事業や、実施計画どおりには実施できなかった事業、実施計画にはなかったけど実施した、もしくは実施している事業についてなど、できるだけ詳しくお聞かせください。

それと、事業費の金額が上がっている事業については、物価高騰とか労務単価の増などで上がっているだろうと思える事業も多く、ある一定の理解はできますが、金額が下がっている事業も随分とありました。

その中には福祉分野の事業も多く含まれていて、福祉が後退している。それがさらに加速をしていると言わざるを得ない。それら個々の事業について、今ここで追求してまいりますのは、私の発言持ち時間では到底足りませんので、後日の委員会審査にての委員の皆様にお任せしますが、今般のこの実施計画策定における市としての最優先事項やポリシー、事業の優先順位のつけ方の基本的な考えなどについての御説明を求めます。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 実施計画につきましては、中期的見通しを立てつつ状況の変化に対応するため、向こう5年間の見込みを示した上で、ローリング方式により毎年度更新を行っております。

今回の計画における前回からの更新点といたしましては、この間の実施計画査定で承認となった取組を追加しているほか、ハード事業では、工事等の工程見直しによる年割額の変更、物価上昇の反映、事業進捗状況に応じたコストの再算定などが、ソフト事業では、利用者増や公定価格改定などによる給付費等の伸び、人件費、物価の上昇に伴う指定管理料の増額などがございます。

このほか、事業の統合や終了、廃止等のほか、改めて事業費の精査、抑制を図った継続事業も含めまして、例年と同様、各事業の事業費を最新の見込みに更新していることで増減混在しているものでございます。

策定に当たりましては、限られた財源を必要な施策に適切に配分することを念頭に、妥当性、有効性、効率性、公平性、持続可能性の観点を基本に、緊急性や優先性についても考慮しながら、総合的に判断をいたしております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 とうか、あれこれやろうとする前に、まずは財政計画を立て直すべきやと思います。先ほど来、財政状況を申し上げておりますが、しっかりとよく考えていかれるべきだと思います。見解を求めます。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 財政運営を計画的に進めていきますため、近年の収支状況を踏まえ、後年度負担も十分に考慮しながら、先ほど申し上げた妥当性などの観点の下で、事業の精査に今後とも取り組んでまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 債務負担行為に基づく当該年度以降の支出予定額の中に含まれておりますけど、実施計画には明記されていない中学校給食調理等業務263億1,416万8,000円の事業、それとこれまでの実施計画にはなかったけど、突如いきなり浮上した実施計画、今年お配りいただいた実施計画には載ってます青少年クリエイティブセンター施設再編に係る基本構想による拡充と、このように記載されておりますが、この二つの事業について、いずれも実施計画上では建設事業関係、ハード事業ではなく制度等の施策関係、ソフト事業に位置づけられておられるのですが、その理由をお聞かせください。

また、時系列でこの二つの事業のこれまでの検討経過や検討内容説明会などの開催の内容や状況などについて、また今後の予定や総事業費見込み、その財源内訳などについてできるだけ詳しくお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 まずは学校教育部から御答弁申し上げます。

中学校全員給食につきましては、民設民営で整備されます健都イノベーションパーク第2アライアンス棟に入居する事業者に対して、給食調理や配送等の業務を委託して実施することから、ソフト事業に位置づけされるものでございます。

なお、全員給食実施に伴う中学校の配膳室改修工事につきましては、ハード事業に位置づけられております。

次に、これまでの経過につきましては、令和3年度（2021年度）の吹田市中学校給食在り方検討会議において、選択制から全員給食とする方向性について提言を受けました。その後、令和3年8月から摂津市と共同実施の検討を開始いたしましたが、令和4年7月には、摂津市から共同実施を断念するとの申入れがありました。

また、健都クラスター推進協議会における国立循環器病研究センターをはじめとする関係機関からの意見聴取を経て、令和6年5月の政策調整会議にて、健都イノベーションパークにおける民設民営のセンター方式で実施することを確認し、同年8月に中学校の全員給食に向けた基本計画を策定いたしました。そして、令和7年3月から事業者募集を開始し、同年10月に優先交渉権者を選定し、当該事業者と給食調理等業務委託契約締結に向けた協議を行っており、現在に至っております。

近隣住民への説明会等につきましては、事業者募集開始前の昨年3月9日及び16日に、また摂津市の竹之鼻自治会等からの施設整備の白紙撤回を求める申入れに対して、同年8月17日、9月28日及び10月26日の3度、対面にて説明及び回答し、本年2月16日には摂津市及び同自治会からの出席依頼に基づき、本市を含めた3者での会議に出席いたしました。

これまで同自治会等の住民からは、主に健都イノベーションパークにおいて、本事業を実施する意義及び地区計画等への適合性に関する懸念のほか、給食の調理、配送に伴う住環境の悪化及び中学校給食以外の事業拡大等に対する不安の声がございました。

本市といたしましては、本事業は食と健康に関す

る研究開発等の取組であることから、健都のコンセプトや地区計画等の条例に適合するものであることや、住環境への影響がないよう、最大限の対策を講じることなどを説明し、本事業を進めることへの理解を求めているところでございます。

今後の予定につきましては、令和10年度2学期からの全員給食開始を目指し、今年度中に同契約を締結する予定であり、引き続き給食配膳室の改修工事を進めるほか、アレルギー対応など給食提供に関するマニュアルを整備した上で、令和8年度以降、学校現場との調整や教職員に対する研修等を実施してまいります。

最後に、総事業費の見込みにつきましては、令和25年度までの期間に設定しております債務負担行為に基づく限度額263億1,416万8,000円であり、毎年約17億円程度の支出を予定しております。財源につきましては、全額一般財源となる見込みでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 次に、地域教育部から答弁申し上げます。

青少年クリエイティブセンターの施設再編に係る基本構想の策定業務は、施設の将来像や方向性を整理するもので、建設に係る実施設計の前段階に該当するため、ソフト事業の位置づけとなります。

また、本業務の検討経過等についてでございますが、岸部中地域に点在する公共施設や公有地の在り方について、まちづくりの視点や中・長期的な視点を持ち、庁内を横断的に検討する必要があることから、関係部局間においてそれらの意識を共有し、連携、情報共有を図るため、令和6年度（2024年度）に岸部中地域のまちづくりに係る連絡調整会議で議論を開始したものでございます。

同会議において、当該地域の公共施設の老朽化の状況や、個別施設計画における建て替えや大規模修繕の時期、未利用地の有効活用の必要性のほか、岸部中地域と健都の連続性を意識したまちづくりが必要であるとの認識を共有しました。

令和6年度までの4回にわたる同会議での議論を

踏まえ、本センターの施設再編に関し、部内で検討を進め、令和7年（2025年）9月2日開催の企画会議において、市としてその方向性の確認に至ったものでございます。

この間、地域に対しましても庁内の会議の開催状況等を説明し、情報共有を図っており、今後も引き続き丁寧な対応に留意しながら進めてまいります。

なお、今後、令和8年度（2026年度）中には基本構想を策定し、施設再編に係る事業費の概算や工程案等をお示しする予定であり、また特定財源として現時点で、国の都市構造再編集集中支援事業交付金の活用を検討しているところでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 青少年クリエイティブセンターの今言った交付金については、マックス2分の1補助、大体15億円程度は交付金みたいなそういったことも考えているということ聞いてますんで、あれですけど。

これね、アライアンスの中学校給食の施設については263億円全額が一般財源、要は市単費ってもののが、今回、予算書の362ページ、363ページにもあって、ちょっとびっくりしたんですけど。

これ、仮の数字を載せてるんじゃないかって、もうほんまに一般財源でいくとなったら、ちょっとやはりそこところは違うんじゃないかなど。先ほど来、国・府支出金とか、各種市債を発行する場合においても、交付税措置のあるメニューを取り入れていくとかということ、こういったものも全くせず一般財源でいくって、ちょっとそれは聞いてなかったなど私は思ってますし、それについてはきちっとした御説明は委員会でもしてもらいたいということを申し上げておきます。

それと、次に第5次総合計画についてですが、議案参考資料には今年の6月に政策会議にて策定方針決定とありますけど、第4次総合計画策定時の策定方針と同じようなものとなるのでしょうか、お聞かせください。

なお、第4次のときの策定方針では、市議会は意

見言えるけど報告もらえるだけみたいな、関わりが薄く、何かもうちょっとぞんざいに、本当、蚊帳の外なんかさせられてるみたいな、そういう扱いだったんで、やっぱりこの計画策定に特化して正式に意見や議論ができる場がないのに議決せなあかんかったという、非常につらく理不尽なルールだったなと思いましたので、この次の第5次の総合計画策定時には、市民の皆さんに直面している私たち議員の情報収集や意見聴取などの、その能力を発揮する場を設定していただきたいですし、活用もしていただきたい。もっと議会の立場を尊重していただきたいと考えますが、お願いできますか、お答えください。

それと、吹田市第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を一体的に進め、整合性を図り、効果的かつ効率的に進めていくとありますけど、この第4次総合計画基本計画改訂版に掲載されている、施策指標と実態の乖離があると思うこととか、達成せんでもええと思うようなこともありますけど、ほかにも述べたら切りないんですけど、この吹田市のまち・ひと・しごと創生総合戦略は、この吹田市の総合計画基本計画改訂版と合冊になっている、これと同じような計画の策定をお考えなのでしょうか、お聞かせください。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 第4次総合計画の策定方針につきましては、策定の趣旨や計画の構成、期間、視点、体制をそれぞれ示しておりました。

第5次計画の策定方針につきましても、おおむね同様の項目を記載することを想定しておりますが、詳細は政策会議に諮り決定してまいります。

策定実務の開始後、計画案の議会御提案に至るまでの間、議会の皆様に対する情報提供といたしまして、策定プロセスにおける節目ごとに各時点の状況について丁寧な御報告に努めてまいります。

第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、第5次総合計画と一体的に策定することで、基本目標や施策目標など整合を図り、策定後の進捗管理も含め、効果的、効率的に進められるよう取り組んでまいります。

冊子の構成につきましては、読みやすさ、分かり

やすさを念頭に工夫をしたいと考えてございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 2番 梶川議員。

(2番梶川議員登壇)

○2番 梶川文代議員 くれぐれも私たちの意見も聞いてくださいますよう、市民の意見ももっと聞いてくださいますようお願いしておきます。

それと、次に、公共施設最適化推進委員会の開催状況とか本市政策推進等における位置づけなどについてお聞かせをいただきたい。

実施計画にない事業等について開催された公共施設最適化推進委員会の開催状況について、時系列で議題となった事業名や出席者、検討経過、検討内容などについてもつまびらかにお聞かせください。

それと、本市の政策や事業などの推進におけるこの推進委員会の位置づけについて、市民の皆様にもよく分かるように御説明ください。

○矢野伸一郎議長 公共施設整備担当理事。

○伊藤 登理事（公共施設整備担当） 令和7年度（2025年度）に開催しました吹田市公共施設最適化推進委員会の案件のうち、令和7年度から令和11年度の実施計画に掲載がなかったものにつきましては、豊一留守家庭児童育成室の増築について、岸部市民センター及び片山・岸部障がい者相談支援センターの大規模修繕工事の実施について、南吹田児童センター及び吹南地区高齢者いこいの間の大規模修繕工事の実施について、JR吹田駅南立体駐車場跡地を活用した私立保育所の整備について、パスポートセンターの拡充及び消費生活センターの移転について、文化会館の排煙設備更新について、青少年クリエイティブセンターの施設再編に伴う用地の取得について、吹田市本庁舎職員会館の機能廃止及び建物の除去についてでございます。

当会議の構成は、両副市長、教育長、総務部長、行政経営部長、福祉部長、都市計画部長、公共施設整備担当理事、学校教育部長のほか、案件に関する部長などであり、本案件の内容につきましては、利用状況等の供給の視点、保全状況等の品質の視点、整備費用等の財務の視点から様々な議論を行い、方向性が確認されたものであり、今年度開催分より会

議資料及び議事概要を個人情報を含む一部を除きホームページにて公開しているところでございます。

また、吹田市公共施設最適化推進委員会につきましては、公共施設に関する事業を進めるに当たり、政策の立案、執行を適切に行うために設置したものであり、必要に応じて当該会議において、各事業の実施に向けた方向性を確認する場として位置づけております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 2番 梶川議員。

(2番梶川議員登壇)

○2番 梶川文代議員 この委員会の突発的にやることの既成事実づくりみたいになってると思います。市全体見てたら、PDCAサイクルと言われるC(チェック)というものでできていないというのも顕著に表れてますけど、やはりここで方向性を確認してから実施計画に反映していくといったのが、正当かつ真っ当なことであるということを申し上げておきます。

次に、公共施設の利用基準などについて。

高齢者いこいの間は高齢者しか利用できない、子供の利用は駄目だとか、あと子供支援センターとか児童センターとかも子供だけとか、要はそのように言われて、せっかく子供たちにあげたい、自分たちがやってあげたいと思うようなことをやめなければならない、そういうことがよくある。

せっかくの御厚意をととももったいないという複雑な思いも何回もしているんですけど、異世代交流や遅々として進まない重層的支援体制整備事業の邪魔に本市の公共施設の利用基準がなっていると思います。

このような邪魔になっている利用基準などについては見直しをするべきであり、高齢者への効果、若者、子供への効果、地域への効果、これらのメリットを生かして実践する場とするために、公共施設の利用者の範囲を広げる、例えば社会貢献活動に類する場合は全てオーケーにする、利用可能にするなどの改定をすべきと考えますがいかがでしょうか、お答えください。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 まずは福祉部からお答えいたします。高齢者いこいの間は、高齢者福祉の推進を目的として設置している施設であり、利用対象をおおむね60歳以上の高齢者に限定しております。

また、高齢者いこいの間の設置運営要項に基づく運用の観点からも、子供食堂としての利用は想定しておらず、現行制度の下での利用は困難と考えております。

しかしながら、高齢者いこいの間の設置から40年余り経過していることから、今後の運用の在り方につきましては、利用者のお声を丁寧にお聞きするとともに、関係部局と連携しながら進めていく必要があると認識しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 児童部からも答弁申し上げます。

公共施設は、各施設の設置目的に基づき、利用者の範囲を定めております。児童部の施設にあっては、児童の健全育成などを設置目的としておりますことから、主たる利用者は、乳幼児や児童を対象としております。

また、施設の設置目的に沿うものであれば、乳幼児や児童以外の方も御利用いただいておりますことから、利用を希望される方には丁寧に説明し、少しでも多くの方に御利用いただけるよう周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 2番 梶川議員。

(2番梶川議員登壇)

○2番 梶川文代議員 人を生かす、拠点を生かすということをお考えいただきまして、もう時間の関係上、発言通告しておりますほかの案件につきましては割愛して質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 定刻が参りましても、しばらく会議を続行いたします。

○矢野伸一郎議長 質問の途中ではありますが、議事の都合上、午後3時25分まで休憩いたします。

(午後2時53分 休憩)

（午後3時25分 再開）

○矢野伸一郎議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き質問を受けることにいたします。13番 後藤議員。

○矢野伸一郎議長 13番 後藤議員。

（13番後藤議員登壇）

○13番 後藤久美子議員 大阪維新の会、後藤久美子でございます。発言通告書に基づき一括質問いたします。

近年、本市では様々な施策が拡充されており、施策の充実そのものは評価できるところでありますが、市民にとって重要なのは施策の数ではないと考えております。制度が全体として整合的に整理され、特に経常的な施策が誰にとっても理解しやすく、公平であり、必要なときにきちんと届くことが重要であると私は考えております。

したがって、私からは個別事業の是非や予算額の多寡を問うものではなく、本市の施策が分かりやすく公平で、そして現実に即して機能しているのか。すなわち制度設計の実効性という観点から数点確認いたします。

まず、子供施策における制度の整理と公平性についてです。

部活動を取り巻く環境については、少子化や教員の働き方改革を背景に、国においても令和8年度（2026年度）から改革実行期間が開始され、学校単位から地域連携、拠点化へと転換する方向性が示されております。

各自治体において制度設計が進められているところであり、本市の拠点校部活動も活動機会の確保という観点から、一定の合理性を有するものと理解しております。

しかしながら、制度設計の在り方によっては、活動機会の確保と引き換えに、家庭間の負担格差、そして参加機会の不均衡が生じる可能性もあります。拠点校へ通う生徒は週四日程度通学している現状の中で、本市の保護者からは毎月定期券を購入するなど、継続的な交通費負担が生じているとの声も伺っ

ております。

また、拠点校は在籍校とは異なる通学先であるため、通学証明の対象とならず、学生証に基づく通学定期割が適用されない状況があり、生徒は一般料金による定期券購入を余儀なくされていると伺っております。

本件については、府域全体としての実態把握が十分とは言えず、複数自治体において同様の状況が生じている可能性も示唆されております。

こうした状況を踏まえ、本件は制度構造上の課題として捉える必要があると考えます。

そこで伺います。本市は、拠点校部活動に係る交通費負担について、どのような制度設計思想の下で整理しているのか。受益者負担の原則に基づくものなのか、それとも教育機会の均等確保という観点との調整の中で整理されているのか、その基本的な考え方を示してください。

また、本市の該当する部活動、そのうち交通費負担を伴っている人数をお示しいただいた上で、拠点場所の見直し、あるいは交通費補助制度の検討状況について、本市の考え方を示し願います。あわせて交通費負担が、参加継続や参加希望に影響しているかについて、本市として把握されている状況があればお示しください。

本件は、活動機会の確保と家庭負担の在り方という価値判断を伴う課題であると認識しております。教育機会の均等確保という観点からの本市の基本的な考え方について、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、一時預かり事業についてです。

一時預かり事業は、保護者の多様な事情に対応する子育て支援策として重要な役割を担っております。

その一方で、制度が必要な場面で実際に機能する設計となっているかという観点も重要でございます。実際に兄弟が小児入院となり、付添いが必要となった御家庭において、小児医療機関には子供を同伴することができないため、片方の保護者が入院中の子供の世話を当たり、もう一方の保護者の方が乳児を自宅で見守る状況となりました。しかし、一時的に育児が難しい環境下であっても、両親が共に育児休業

を取得していたため、一時的な預かりの利用ができなかったという事例を伺っております。

このように、就労の有無とは別に、家庭内で保育が成立しない状況が生じる場面が現実には存在します。現行制度は、就労条件を中心に整理されているものと理解しておりますが、家庭内における一時的な養育困難という状況は、必ずしも就労の有無のみで把握できるものではないと考えます。

制度の趣旨を踏まえつつ、例えば医療機関による入院や受診など客観的事実が確認できる場合に限定した運用整理など、現実に応じた対応について、今後どのように考えていくのか、お示しください。

家庭内で一時的に保育が成立しない状況について、基本的な考え方についてもお示しください。

本件については、多様な子育て環境を支えるという観点からの本市の子育て支援の基本的な考え方について、市長の御所見をお伺いいたします。

あわせて、ファミリーサポート事業や地域コミュニティによる支援など、制度外の補完的資源の周知についても確認いたします。制度が存在しても十分に知られていなければ実効性は担保されません。支援資源全体を俯瞰した周知と連携の在り方について御見解を求めます。

次に、防災・減災体制についてです。

特に近年は、災害対応においては初動対応の迅速性だけでなく、広域間における役割分担の明確化や情報共有の精度が被害の最小化に直結することが指摘されております。

また、複数自治体にまたがる災害対応においては、平時からの共通認識の形成や、運用ルールの共有が不可欠であり、形式的な連携にとどまらず、実働レベルでの連携成熟度が問われる段階に入っているものと認識しております。

国においても、広域連携や相互応援体制の強化が重要な課題として位置づけられており、防災体制は整備から実働性、連携性へと評価軸が移行しており、本市においても、総合防災センター、通称DRC吹田による広域連携体制が構築されております。

体制は構築された段階で完成するものではなく、運用、検証、改善を通じて成熟していくものです。

近隣においては、高槻市と島本町が消防指令の共同運用を開始するなど、広域連携の動きも見られる一方、本市を含む枠組みの中においては、茨木市が単独運用となっている状況もあります。こうした広域配置の状況を踏まえ確認いたします。

吹田市総合防災センター、通称DRC吹田内の北大阪消防指令センターについては、5市2町による広域連携として運用されているところでありますが、こうした体制が固定的な枠組みとして整理されているのか。あるいは将来的な広域連携の進展や連携主体の追加等も想定した整理がなされているのか。その考え方をお示しください。

本件は、広域連携の将来的な在り方にも関わる課題であると考えております。広域連携の方向性について、本市としてどのように捉えておられるのか、市長の御所見をお伺いいたします。

通常の災害時において、構成自治体間で情報共有や指令の連携がどのように行われるのか。また、平時の訓練などを通じて、その実効性がどのように確保されているのかについてお示しください。あわせて、構成自治体間の連携について、共同訓練や図上訓練などを通じた確認や、検証の状況についてもお示しください。

広域連携下において、災害対応に係る意思決定や役割分担はどのように整理されているのかについてもお示しください。あわせて、広域体制を支える職員の知識や経験の継承について、人事異動などがあっても、継続的に機能するための取組がどのように行われているのかについてもお示しください。

さらに、備蓄物資については、期限管理や更新、いわゆるローリングストックの考え方の下でどのように運用されているのか。また、更新時の活用方法を含めた整理状況についてもお示し願います。

続きまして、教育支援施策についてです。

不登校支援においては、制度が用意されていることと、必要とする児童、生徒に実際にアクセスされていることとの間に乖離が生じやすい分野であると認識しております。とりわけ、不登校児童・生徒数の増加が全国的な課題となる中、学びの多様化への対応が求められており、教育支援教室はその受皿と

して重要な役割を担っております。

一方で、利用継続や支援の質、人材確保など運営面の課題も指摘されているところであり、制度の存在のみならず、必要とする児童、生徒に継続的に届いているかという到達性の観点からの検証が重要であると考えております。

本市においても、教育支援教室、あるくの森における教育支援の取組がございしますが、制度が存在することと、必要とする生徒に継続的に届いていることは必ずしも同義ではないと私は考えます。こうした観点から数点確認いたします。

不登校支援の在り方は、単なる施策の整備にとどまらず、本市がどのような学びの保障を目指すのかという教育観にも関わるものと考えます。本市における不登校支援の基本的な方向性について、教育長の御所見をお伺いいたします。

教育支援教室の運営においては、指導員などの役割が重要であると考えますが、人材確保や専門性の維持について、本市としてどのように取り組まれておられるのかお示し願います。

また、登録のみの児童・生徒数と、そのうち小学生と中学生の利用人数をお示しいただいた上で、利用頻度が低い層へのアプローチ、継続利用を支える仕組みがどのように整理されているのか確認いたします。

利用終了後のフォローや学校復帰、進路選択との接続について、本市としてどのように把握されているのかについてもお示しください。特に、中学生期における学習支援は、その後の進路選択にも影響する重要な時期でございします。教育支援教室の利用が進路形成とどのように関係づけられているのかは、保護者、児童、生徒双方にとって関心の高い事項であると認識しております。

中学生におきましては、高校進学に向けた学習評価や進路指導との関係についてどのような整理がなされているのでしょうか。さらに、ICTを活用した学びの環境整備は、国においても推進されており、オンライン空間を活用した教育支援の取組も広がっております。

一方で、インターネット上のトラブルやリスクに

関する報道も相次いでおり、安全性や見守り体制への関心も高まっております。本市のメタバース事業についても、新たな学びの選択肢として期待される一方、運用面での安全設計が重要であると考えます。

小学生と中学生は同一空間で活動する設計となっているのか。また、年齢差への配慮や安全確保、大人による見守り体制など、運用面での設計がどのように整理されているのかを確認いたします。

メタバース事業につきましては、不登校児童・生徒への支援の一つとして理解しておりますが、例えば、登校渋りや保健室登校、別室登校の児童、生徒なども含め、どの時点での児童、生徒を対象とされているのか。また、学校やあるくの森、教育委員会、家庭などからのアプローチなど、利用に至る経路がどのようになっているのかについてもお示しください。

各分野において、施策は着実に整備されているところではありますが、制度の成熟度は、運用と改善の積み重ねによって評価されるものであります。制度は存在するだけでは十分ではなく、利用され、機能し、改善される循環があってこそ、実効性が担保されることが考えます。

施策の拡充を成果として終わらせるのではなく、分かりやすさ、そして公平性、実効性を備えた制度設計として完成させるための考え方について明確な御答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 まずは学校教育部より御答弁申し上げます。

初めに、拠点校部活動について。

拠点校部活動に限らず、部活動に要する交通費につきましては、保護者負担とさせていただいております。また、本市の拠点校部活動に参加している生徒のうち7名が交通費を負担していると把握しておりますが、交通費補助制度につきましては、検討に至っておりません。

次に、拠点校の配置場所に伴い、交通費の負担が参加の継続や新たな参加希望にどの程度影響しているかにつきましては把握しておりません。

部活動につきましては、生徒の自主性、自発的な

活動と位置づけられていることから、一律に参加を求めものではなく、交通費の公的負担につきましては、慎重な議論が必要であると考えておりますが、生徒の活動機会の確保、充実の観点から、拠点校部活動の設置場所等につきましては引き続き検討してまいります。

次に、不登校支援について。

基本的な方向性につきましては、不登校の状況にあることによって、学びにつながるできない児童、生徒をゼロにすることを目指し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えとともに、一人一人に応じた多様な支援を行い、誰一人取り残されない学びの保障を推進しております。

次に、あるくの森の指導員につきましては、教員免許状を有する者を対象に、専門性、社会性、協調性などを重視した採用試験を実施し、採用しております。

採用後は、不登校の背景や要因、特別支援教育、子供理解やアセスメント、学習支援の具体的な方法などについての研修を実施しており、児童、生徒へ適切な支援ができる人材を育成しております。

次に、あるくの森に入室後、登室につがっていない児童、生徒は23名で、小学生は6名、中学生は17名でございます。その理由や背景は様々であることから、登室できないことが傷つきにつながらないよう十分配慮しながら、個々の状況に応じて、心理士との面談への来室を促すほか、アウトリーチ支援やオンライン支援の提案を行い、御家庭や本人とのつながりづくりを進めているところでございます。

また、日頃より、あるくの森のスタッフが在籍校との連携を丁寧に行っており、学校とともに、児童、生徒一人一人の成長を支えることで、学校復帰や進路選択の際の児童、生徒の不安の軽減を図っております。

次に、学習評価や進路指導につきましては、あるくの森では、個別の学習状況についての在籍校との共有、各校の評価の資料となる定期考査等の個に応じた受験機会の確保、本人や保護者に対する進路に係る情報提供、卒業生からの講話等により、進路について考える機会を設けるなど、最終的に在籍校が

適切な学習評価及び進路支援を行えるよう、密な連携と情報共有を重視して取り組んでおります。

次に、メタバースを活用した支援につきましては、現在は活動日や時間を限定して開室し、小・中学生共に同一空間で活動しておりますが、複数のスタッフが対応することで、安全面に配慮しながら、個々の児童、生徒への支援を行う体制を構築しております。

対象者は外出することが難しい児童、生徒、教育支援教室に登室しない日がある児童、生徒を主に実施しておりますが、各校設置の校内教育支援教室や市内公共施設からの活用も視野に入れ、希望者を募るだけでなく、学校やあるくの森からアプローチし、つながりが希薄な児童、生徒に支援となるよう、取組のさらなる充実を図ってまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 教育長。

○大江慶博教育長 本市の不登校支援に係る基本的な方向性につきましては、ただいま担当から御答弁申し上げたとおりでございますが、本市の子供たちが誰一人取り残されず、全ての可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進は、公教育の基盤となるものです。とりわけ、喫緊の課題である不登校支援につきましては、本市の教育振興基本計画、吹田市教育ビジョンの第一の柱と位置づけております。

その上で、議会からの提言を踏まえ、人員、体制、施設等の充実に向けて市長部局と連携し、重点的に取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 次に、児童部から答弁申し上げます。

本市では全ての世帯が安心して子育てできることを基本的な考えとしております。

このことから御世帯の緊急な事情等により、保育所等で一時的な保育を利用できない場合でも、他の各種子育て支援サービスへつなぎ、支援が途切れることのないよう関係所管と連携し、ケースに応じた支援に努めてまいります。

次に、本市の子育て支援サービスについては、市

ホームページや子育て応援サイトでの情報発信、子育て支援情報冊子の配布等により周知に努めているところでございます。

また、窓口等では、個々の子育て世帯のケースに寄り添った支援サービスを併せて案内するなど、丁寧な対応に努めているところでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 消防長。

○山田武史消防長 消防本部に頂きました吹田市総合防災センター、通称DR C吹田にあります北大阪消防指令センターに関する数点の御質問に対し、御答弁申し上げます。

まずは、北大阪消防指令センターの体制と連携主体の追加でございますが、何事におきましても、5市で構成された消防通信指令事務協議会で十分協議し、合意の下で進める必要がございます。

また、将来的な広域連携の進展につきましては、周辺自治体とのさらなる連携の深化や特定分野における広域的な共同実施など、選択肢として検討しつつ、国の動向を注視しながら、柔軟かつ機動的に持続可能で強靱な消防体制の構築に向け、最適な広域連携の形を研究してまいります。

次に、発災時の構成自治体間の情報共有及び指令の連携でございますが、北大阪消防指令センターでは、構成自治体とシステムを活用した情報共有を図るとともに、出動状況をリアルタイムで確認できるため、出動指令については、構成自治体間で連携しながら適切に行っております。

次に、平時の訓練等の実効性と構成自治体による共同訓練等の検証状況でございますが、定期的なシステム操作訓練はもちろんのこと、地域特性を想定した訓練と検証を重ねることで、発生した災害に迅速に対応できるよう取り組んでおります。

また、大規模災害やシステム障害を想定とした共同訓練を実施し、検証することで、構成自治体間の連携強化を図り、より適切に共同運用を実行できるよう努めております。

次に、広域連携下の災害対応に係る意思決定や、役割分担でございますが、広域連携下におきましても、災害対応の意思決定は各自治体に責任主体が存

在します。北大阪消防指令センターでは、情報を一元集約して、決定をサポートする体制となっております。

最後に、構成自治体の人事異動等による機能継続の取組でございますが、異動前研修や異動後にも、継続的に各種訓練を実施するなど、安定的な知識・技能水準の確保に努めております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 次に、備蓄物資に関する御質問に担当より御答弁申し上げます。

備蓄物資につきましては、吹田市備蓄計画に基づき、必要数量の算定を行うとともに、それぞれ更新期限を定め、適切に管理しており、一覧表に取りまとめた上で定期的にデータ確認を行うほか、訓練などの機会に在庫の目視確認を行っております。

また、消費期限が1年未満となった備蓄物資につきましては、訓練や地域の防災イベントで活用するなど、市民の方々の防災意識の高揚を図ることを目的として、有効に活用しているところでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 3点の御質問を頂きました。

初めに、クラブ活動の拠点校の設置場所につきまして、これまでも生徒の自主性に基づく部活動に要する交通費に関しては、保護者の負担としております。

本市の市域エリアは決して大きいものではなく、拠点校で部活動を実施する上での条件には恵まれていると言えますが、御指摘のとおり、拠点校までの通学に課題を持つ自治体が、ほかの自治体では多くあることは認識をしております。

担当からの答弁のとおり、生徒の活動機会の確保、充実の観点から、活動する拠点校の設置場所につきましては、特段の距離的な問題が起こらないように配慮をしております。

次に、子育て環境への支援につきまして。

一時預かり事業につきまして、御質問の内容はとも具体的で、それだけに両親の対応の苦しさは容

易に想像できます。そこには、核家族化により、向こう3軒両隣で助け合うという文化が希薄になった状況で子育てをされているという背景が見えてまいります。

平素から地域コミュニケーションを大切にしてお互いさまという関係を築くことの大切さを改めて感じますが、行政としては、その困難さを少しでもサポートするため、様々な支援を用意するとともに、社会全体で子供を育てる環境を整えることが重要であると感じております。

3点目といたしまして広域連携につきまして。

自治体連携、簡単に言いますと、広域化の範囲は、取り組む分野によって異なります。消防についても救急・消火業務と通信指令業務では、連携できる範囲が異なります。上・下水道につきましてもパイプ圧送により広域に連携できる上水道とは異なり、自然流下を基本とする下水道は、流域の連携が基本となります。

発災時についても、地震や火災の規模、水害の範囲、台風の強度により、また対応策として、医療、食料、避難場所、物流、受援、そのそれぞれにより、当然連携すべき範囲や自治体は異なります。

いずれにせよ、有事には速やかに対策本部を設け、明確な受援・支援戦略に基づき、即座に対応し、これまでの災害経験から学んだスキル、戦術を効果的に発揮、投入しなければならない、そのように平素から考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 13番 後藤議員。

(13番後藤議員登壇)

○13番 後藤久美子議員 市長、そして教育長並びに皆様、御答弁いただきました。皆様ありがとうございます。

2回目の発言をいたします。

各施策における制度設計や運用状況について理解いたしました。その上で、拠点校部活動に係る交通費負担の件について1点のみ確認いたします。

本件については、拠点校が在籍校とは異なる場所となることにより、学生証に基づく通学区間として認められず、通学定期に係る旅客規則上の取扱いとして、通学定期割適用の対象とならないという制度的背景があるものと理解しております。

なお、国は、将来的に部活動の地域移行を目指しており、今後も同様の課題が生じ得るものと考えます。すなわち、本件は単なる教育政策の運用課題にとどまらず、公共交通制度とも関係する構造的な課題であると認識しております。

また、現在、本件については、制度所管の関係機関とも同時並行で情報共有を行っているところであり、制度面からの整理の必要性も感じているところでございます。

そこで伺います。本件について、本市として課題認識を共有するとともに、近隣自治体との連携や府や国を含めた関係機関への働きかけなど、本市が主体的に課題提起を行っていくお考えがあるのかについてお示しください。

以上で質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 通学定期券の適用の範囲につきましては、各電鉄会社が定めているものと認識しておりますが、拠点校部活動に係る交通費自己負担の状況や、通学定期券の適用ニーズにつきましては、大阪府内におきまして実態把握が十分でないことから、まずは他市の状況について情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 以上で質問を終わります。

ただいま議題となっております議案につきましては、お手元に配付いたしてあります付託案件表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

なお、常任委員会委員長から、クラウド上などに掲載してあります招集通知のとおり委員会が招集されていますので、御承知願います。

付 託 案 件 表

令和 8 年 2 月定例会
(2026年)

<文教市民常任委員会所管分>

- ・ 議案第 9 号 吹田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第40号 吹田市藤白台市民ホールの指定管理者の指定について

<健康福祉常任委員会所管分>

- ・ 議案第 1 号 吹田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- ・ 議案第 4 号 吹田市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第 5 号 吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第17号 地方独立行政法人市立吹田市民病院第 4 期中期計画の認可について

<建設環境常任委員会所管分>

- ・ 議案第 8 号 吹田市水道条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第12号 高浜橋耐震補強及び補修工事請負契約の一部変更について
- ・ 議案第18号 市道路線の認定について

<予算常任委員会所管分>

- ・ 議案第19号 令和 8 年度吹田市一般会計予算
- ・ 議案第20号 令和 8 年度吹田市国民健康保険特別会計予算
- ・ 議案第21号 令和 8 年度吹田市部落有財産特別会計予算
- ・ 議案第22号 令和 8 年度吹田市勤労者福祉共済特別会計予算
- ・ 議案第23号 令和 8 年度吹田市介護保険特別会計予算
- ・ 議案第24号 令和 8 年度吹田市後期高齢者医療特別会計予算
- ・ 議案第25号 令和 8 年度吹田市公共用地先行取得特別会計予算
- ・ 議案第26号 令和 8 年度吹田市病院事業債管理特別会計予算
- ・ 議案第27号 令和 8 年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算
- ・ 議案第28号 令和 8 年度吹田市水道事業会計予算
- ・ 議案第29号 令和 8 年度吹田市下水道事業会計予算
- ・ 議案第31号 令和 7 年度吹田市一般会計補正予算（第 9 号）
- ・ 議案第32号 令和 7 年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- ・ 議案第33号 令和 7 年度吹田市勤労者福祉共済特別会計補正予算（第 2 号）
- ・ 議案第34号 令和 7 年度吹田市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- ・ 議案第35号 令和 7 年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- ・ 議案第36号 令和 7 年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算（第 2 号）
- ・ 議案第37号 令和 7 年度吹田市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- ・ 議案第38号 令和 7 年度吹田市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

○矢野伸一郎議長 次に、日程3 議案第40号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、理事者の説明がありましたので、ただいまから質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案につきましては、お手元に配付いたしてあります付託案件表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

○矢野伸一郎議長 次に、日程4 報告第1号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、理事者の説明がありましたので、ただいまから質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

この際お諮りいたします。本件については委員会付託を省略し、即決いたしたいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略し、即決することにいたします。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、報告第1号を採決いたします。

本件について承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、報告第1号は承認されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程5 議案第2号、議案第3号、議案第6号、議案第7号、議案第10号及び議案第39号を一括議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、理事者の説明がありましたので、ただいまから質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

この際お諮りいたします。本件については委員会付託を省略し、即決いたしたいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略し、即決することにいたします。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第2号、議案第3号、議案第6号、議案第7号、議案第10号及び議案第39号を採決いたします。

本件について原案どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第2号、議案第3号、議案第6号、議案第7号、議案第10号及び議案第39号は原案どおり可決されました。

○矢野伸一郎議長 以上で本日の会議を閉じたいと存じます。

次の会議は3月24日（火曜日）午前10時に開会いたしますので、御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後4時 散会）

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。
地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

吹田市議会議長	矢野伸一郎	
吹田市議会副議長	村口久美子	
吹田市議会議員	中西勇太	
吹田市議会議員	川田尚	
吹田市議会議員	浜川剛	